九州大学学術情報リポジトリ
Kyushu University Institutional Repository

唐入り（文禄の役）における加藤清正の動向

中野, 等
九州大学大学院比較社会文化研究院 : 教授

https://doi.org/10.15017/1546842

出版情報：九州文化史研究所紀要. 56, pp.35-110, 2013-03-29. 九州大学附属図書館付設記録資料館九州文化史資料部門
バージョン：
権利関係：

唐入り（文禄の役）における加藤清正の動向

中野　等

はじめに

豊臣政権の大陸侵攻（文禄・慶長の役）に際し、肥後熊本を領した加藤清正は同じ肥後国宇土の城主であった小西行長ともども日本側の主力として朝鮮半島に渡海する。具体的な推移は本論に譲るが、小西勢ともどもいち早く首都漢城への入城を果たし、その後は半島内のみならず一旦は現在の中国東北部にまで攻め込んでいる。そうした一方、独自のルートで朝鮮の義兵僧惟政との間に交渉をもつなど、和戦に亘り極めて広範な活動を行った。慶長の役における蔚山籠城戦の武勇談も広く喧伝されている。

今更、清正の「虎退治」や「富岳遠望奇譚」といった逸話を持ち出す必要もなかろうが、豊臣秀吉が自身としては朝鮮への渡海を果たせなかったこと、また大陸侵攻を語る上で本来なら中核となるべき小西行長が関ヶ原の合戦の結果滅び去ってしまうことなど、さまざまな要因が絡み合って後世加藤清正は大陸侵攻の中心人物のような位置づけを与えられてしまう。もとより、清正が大陸侵攻戦のなかで重要な役割を演じたことは事実であるが、「実像」を越えて「肥大」化していった部分は否めない。

近世における清正の本格的伝記としては正保・慶安期に成立したとされる古橋左衛門又玄著の『清正記』を嚆矢

とし、その補訂を志した『続撰清正記』も清正の人間性をよく物語るものとして知られる。さらに、主題たる大陸侵攻（文禄・慶長の役）に特化しては『清正高麗陣覚書』などが広く利用されている。清正の没後、肥後加藤家が寛永九（一六三二）年に出羽丸岡に改易され、さらに承応二（一六五三）年に除封されることで家が途絶えてしまい、関係史料も散逸してしまう。清正発給の文書類は廃絶した大名家のものとしては例外的な数の残存が確認されているものの、一部を除いて体系的な伝世ではなく、構造的な把握はきわめて困難である。結果、個々の文書の年紀比定も充分には成されず、清正の事績をたどる場合、後世の伝記資料を無批判に使用してきた。残念ながら、こうした状況は基本的に今日まで継続しているといってよい。(1)

二〇一二年夏、熊本県立美術館において生誕四五〇年記念の『加藤清正』展が開催された。筆者も図録に小文を掲載し、記念講演会に招聘されるという機会を得た。豊臣政権期の加藤清正について筆者はかつて論稿をまとめた経験を有するものの、必ずしも大陸侵攻（文禄・慶長の役）を正面から採り上げたものでもない。件の小論は廻船の把握や船手の編成、その背景となる当該期の商品流通などを論じたものに過ぎず、当該時期の清正や加藤勢の動きを具体的に追ってはいない。(2) 今回、熊本県美『加藤清正』展および記念講演会に併せるかたちで、北島万次氏の近業などによりつつ、(3) 改めて大陸侵攻（文禄・慶長の役）における加藤清正の動きをまとめるべく試みた。このモノグラフも不充分ながらそうした成果の一端であり、後年に編纂された伝記資料とは距離を置きつつ、能う限り一次史料に拠りつつ当該期の動向をまとめたものである。

一、唐入りの準備と緒戦の状況

天正十八（一五九〇）年、開戦にさきだって朝鮮王朝は日本に使節を送っていた。朝鮮側の意図は秀吉の国内統

一を賀するものであったが、秀吉はこれを服属の使節と解釈したようである。朝鮮半島に足場を得たと考えた秀吉は征明（「唐入り」）を意図して、朝鮮王朝に対してはその先駆けとなるように命じることとなった（「征明嚮導」）。

国内的にも、秀吉は諸大名に対して、外征の準備に入るように命じる。肥後加藤家の場合、清正の熊本入部自体がすでに豊臣政権の大陸侵攻と密接に関わっていたともいえ、その領国経営は侵略体制の構築を目指していた。つぎにあげる清正書状は、天正十九年に比定されるもので、国許の家老両名に充て侵攻の最終的な準備を確認する内容となっている。

態申遣候、

一、来三月至大唐可被成御道座之旨被仰出候事、

一、於大唐廿ヶ国令拝領之事、

一、面々諸道具之事、二重道具、三重道具可相拵事、其子細者才覚次第人をも相抱渡候ニをひてハ仁国正ニよらす、人ニよすへき事、

一、侍・下人ニよらす、よハものをハ可残置候、国者・隣国者たりといふ共、奉公望之者、有之者可相抱事、

一、清正下国之刻、無足之者ニ見合ふちかた可遣候、年内中ニ合力有之間敷候由、申合候事可為肝要事、

一、何も当春申置候鉄砲以下、あたらしく拵候哉、尚以こしらへ候ハヽ、上様より替米なさるへき之旨、御諚候、然者来十日比ニ清正令下国候間、其以前かい物之注文米いかほとかり可申と書付早々可上候、上様替米之事候間、其身ににあわさる程過分ニ書付候共、此方にて渡ましく候間、なし安きほと可書付事、

一、今迄こしらへ置候道具、下国之刻可相改候間、可得其意候事、

一、のほりさほ（織竿）五六百本きらせ、あらためにためさせ可置候、山北にてもいつくにても、竹のしやうのよく候ハん所にて可然候事、

一、其元作事之儀、清正下国前ニ悉出来候様ニ、入精可申付候、又広間作事当春大工共ニさしつをさせ候ことく、木こしらへさせ候て可置候、冬中ニ出来候様ニ可申付候、少も由断候てハ、可為曲事事、
一、所務之儀、今年ハいつニかわ里、一廉令納所候様ニ、百姓ニも相理、代官之者共にも無由断令所務候様ニ堅可申付事、
一、舟奉行共手柄次第舟数つく里候やうニ申付、米銭ニもつまらさるやうニ可相渡候事、
一、舟手共数多可相抱候事、
一、舟のろ并帆柱、此方より二百石舟のを百艘の分可差下事、
一、ふねのかはら（板）五十艘分こしらへ可置候由、可申付事、
一、をつなの事、苧（綱）を舟頭ともわたしうたせへき事
　付、木いかり山中へ申付、百も二百もこしらへ可置事、
一、いつれも馬乗・かちものニ四半御禁制之由、被仰出候、志ないを五本・三本つゝさらせ可申事
一、人持共鉄砲はなし、互あらため可置候、清正下国之刻、鉄砲まと可興行候間、其以前稽古、尤たるへき事
一、此方へ上候へと申遣候材木いそき可上候、京都作事之儀ハ尚以差急候間、可成其意候、少も於由断者可為曲事事
一、家中の若とう其身のだてをし候て人をもかゝへさる事、曲事たるへく候、其分よく〳〵可申聞事、
一、下々馬乗もめん馬はかちものニなすへく候、其子細は遙々の渡海に、むさと志たる馬なと渡候事、無益ニ候、其段面々ニ可申聞事、
一、其許にて銀子相調黒舟へ遣なまり壱万・弐万斤もかい可申事、
一、当春申置候未進かた、まツ花柿岳請取候て置候哉之事、いつれも諸侍ニも柿岳なと嗜可置候由、可申付事、

一、来十月十日より肥前之内なこや津ニ御座所たて候事、就夫、五間ニ七八間之家十斗も、たて候様次郎八を遣、材木相調可置候事、
一、八月きりの竹、代官共ニ申付、きらせ可置候、給人共の知行、其手よりの代官所者ニ申付、藪之内ほそきひねたる竹をきらせ可置事、
一、縄三十たくりにして、百石ニ付て五束つゝきと申付、来十日已前ニ請取可置候事、
一、普請道具もつこう（畚）・ふちつな（藤綱）面々ニ用意可仕之旨、可申付事、
一、国ものたりといふとも細工人はりつけ仕候もの十人も廿人も可相抱事、
一、てつほう（鉄炮）はなし（放）二百人可召置候事、
一、ごま可相調事、給人の百姓前ニも、ごま於有之者可召置候、給人年貢にとり候申候ハゝ、こま□をつけたて米てにありやうの手ニかい可申候、もし他国にてうり候ハゝ、百姓の事ハ不及申、給人共に可加成敗事、
一、去年のことくもめん、未進かたに可相置候事、
一、てつほうの薬箱・合薬次第、丈夫ニさらせ可入置事、
一、なまりをいたし、以盛より奉行を被付、四文目・三文目のいかたにて、上手のてつほうのものにいさせ可申事、
一、清正玉のてつほうの者ニかたをきせ可申候、則かたのほんハ先度右馬允ものニ遣候、定可相届候、三百はらせくろくぬりぬぬけを可置候、蒋ハ此方よりくたすへき事、
一、長刀五十□□、もちやり百本、堂田貫・木下・伊倉両三人ニ申付、まへのやりより、すこしかろく候やうニうたせ可申事、来三月已前こしらへたて可置候、若なるましきと申候ハゝ、本をして豊後へも可遣候事、
一、鹿苑寺殿可有御上洛之由、被仰候共、清正近日令下国事候間、相留可申事、

一、去年よりの無足之者ニ米十人扶持付て、二拾あてかい遣へき事、
右、三拾五ヶ条之通、面々ニ申聞、少も於令由断者、可為曲事者也
（ママ）

八月十三日　　清正（花押）

加藤喜左衛門殿
下川又左衛門殿[4]

全三十六箇条にも及ぶもので、その一々には触れないが、極めて周到な内容である。周到というより、むしろ微細というべきか。そこには豪放さの微塵も感じられないが、これを清正個人のキャラクターとして説明することには疑問が残る。顧みると、この僅か四五年前、未だ二十代後半の清正は秀吉の九州平定戦に従ったが、その時点ではわずか百七十程度の軍勢を指揮する、知行高数千石から数万石程度の武将に過ぎなかった。これが瞬く間に一九万五千石の大名となり[5]、一万の軍役を賦課されて朝鮮半島におし渡ることになったのである。栄達と失脚はいわば紙一重であり、昇進しながら秀吉の期待を裏切ったり軍事的・政治的失態を犯したりで改易された秀吉家臣は数多い。肥後の領国を委ねる家臣団とて、いわば急造されたものであり、家老衆をはじめとして必ずしも安心できる存在ではなかった。いくら子飼いから出頭したとはいえ、清正にも微細な失態から大きく転落していくという可能性は常についてまわったとみるべきである。上記文書にみえる非常に細かな配慮は、家人から急速に身上を大きくしていった清正の危機意識の反映とみなくてはならない。実際、後述のように、清正の朝鮮出勢中に領国の肥後佐敷を舞台にして島津家中梅北国兼らが謀反に及んでおり、領国支配にはいくら気を遣おうと、遣いすぎるということはなかった。

さて、ここで清正は九月十日頃を期して下国する予定を告げているが、これは単に領国への帰還を意味するものではない。すなわち、同年八月二十三日付の相良頼房（長毎）充て、石田正澄書状[6]には「来三月朔日ニ、唐へ可被

作入旨候、各も御出陣御用意尤候、なごや御座所御普請、黒田甲斐守・小西摂津守・加藤主計被仰出候、筑紫衆者軍役三分一ほとつゝ、用捨仕候へと御諚候」とある。侵攻の拠点となる名護屋城の普請は主に九州の諸大名（筑紫衆）によって担われるが、とのわけその中核を担ったのは豊前中津の黒田長政（甲斐守）、肥後宇土の小西行長（摂津守）および加藤清正であった。

九州にくだった清正は名護屋城の築造にあたるとともに、朝鮮渡海を支える領国支配に心を砕き、さらに水主・兵士の徴収や軍事諸物資調達を指示して、軍勢の組織化を急いでいる。この日、清正は具体的な目的は定かではないものの、対馬（津島）へと渡航するようである。さらに、来月（十二月）中旬には、また上洛することになっている。諸々の進行状況を秀吉に報じる為であろうか。この間、肥後に帰国することがあっても、二三日程度のことであろうとも述べており、その奔走振りが伝わってくる。

「下川又左衛門殿□□

なこやより」

返々其元、米なと出し候こと、ゆたんあるましく候、古米・新米共ニ、ち行（知行）所ニ少も置候ましく候、今日廿八日ニ津島へこし候て、やかてもとり候へく候、若とう・小者何もはいとう（配当）少も可遣候者共之事ハ、我々もとり候ての事ニ候、

上洛近々ニ候ゆへ、其用意ニ付て申遣候、

一、供ニめしつれ候ハん小者共二りいつものはいとう（配当）ほと之内、壱石とほりひかへ候て、渡こしらへさせ候て尤ニ候、のこる下人共ハ帰国候て、はいとうわりをさせ候て可遣候事、

一、かちの（徒歩）若とう（若党）ともハ、此かきたて之とおりニ、いつものほと之内、かし米をひき候て、可相渡候、

一、年貢方の事ハ、可成ほときつく申付、きうめい可仕事かん用ニて候、若ゆかせ（緩せ）なる代官候て、用しや（用捨）候様ニ

か、又ふかいなき申付か、両条ニ一つ之者ハせいはい（成敗）せしめへく候間、可得其意候、
一、御兵ろう、ほね身之つゝき候程ハ出し可申候事、右之内まめ壱万石あまりあるへし、
一、来月十四、五日比ニ上洛たるへく候間、其用意候て、納所方・遣方、彼是さん用（算用）等仕立候て、可置候事、かん用ニ候、
一、帰国候共、二三日ならてハ、とうりう（逗留）あるましく候間、其心へニて、万ゆたん候ましく候、
一、舟之作事方、何もゆたんなく申付候て、尤ニ候、若さいせん申付候通、たれニてもゆたん候てハ、くせ事たるへく候事、こしらへさせ可申付事、
一、こさし（小指）物之たけ（竹）なと、くわふん（過分）ニ申付候て、こしらへおくへし、
一、かし米、何もち行（知行）ニて、おさへとるへし、
一、其元、さうかま（惣構）へのへい、そこね候つる間、るすいの者、又ハ今度ち行（知行）を遣候者共ニ申付候て、かけさせ可申候、あまくさ丸、小座敷之丸、可申付候、のこる丸共ニハ、はしらなとこしらへおき可申候、はるへ成候て、少かきあけさせ候て、さてへいを可申付候事、
一、城中どだい□□のふしんハ、何も可申付候事、
一、二郎作ニ十五石、
一、喜右衛門ニ去年ほと、
一、ひこ一、去年ほと、
一、又蔵、去年ほと、
一、さいせん小川兵蔵ニ申付候て、あらためさせ候舟子共、何も其内之あしよわ（足弱）をのこし候て、のこる分を、いつれもあとの女子ニふちかた、かん人ふん（堪忍分）を遣候て、めしつれへく候間、其通申聞候ハぬ以前ニ、先在所之

としよりニうけハわせ、人しち（人質）なとをり候て、其以後、右之通可申付候、人しちハ年貢ぶさたさせましきと申候て、とり候て、何もくぎのしりをかへし候ことくに可申付候、其前ニも百性等方へ申出し候ハんこと多候間、年貢之事はかりニて、在之間敷候間、いかにもきつく申付、人しち等めしおき候へと可申付候、右之申付候事、多候なとと代官共ニい申聞ましく候、

一、諸侍、はしりさ□なる物なと候候ハヽ、一人も二人もふミつふし候て、可然候間、其通よくきゝたてへき事かん用ニ候事、

一、てつほうはなし、又ハ弓の者ハ国者ニても、あるをさいわいニ、四五百人ほとおき候ハん間、其分申付候て、かゝへ可申付候事、

一、のほりさほ、よき比なるをこしらへさせ候て、可然候事、

一、のほり具そくまつしく、もてそこね候て、在之事も候ハん間、四五十人まへ、こしらへおくへし、のほり具そくすくなく候ハんとおほへ候間、はや介ニ申付候て、いつれもいそき候て、可相渡候事、

一、此度はしり候者共、又おい出し候者共、とりあけ候ち行、何も手より々々々ニ申聞納取候へと可申付候、ち行おさへきわニて米なと用しや出仕者、五年・三年すき候共、聞付次第ニ可及、せいはいニ候間、其心へ尤ニ候、平次めち行之納米なとも不申越候、くせニて候、藤兵衛□行も内事ニ候、八成ニ納米四五ツ之間ニうけ、新四・三ツハ当代官より可請取と被得其意たし、

十一月廿八日[7]

さらに清正は秀吉の軍令を請け、他の九州諸大名の手を借りつつ、肥後国内に設定された秀吉蔵入地の年貢米を兵粮として名護屋に回漕しようとしている。さきの清正文書にみえる予定に従うと、次の書状は上方から発せられた可能性が高い。

急度申入候、仍而拙者手前御蔵納御兵粮米、各申談、為隣国名護屋へ可相届之旨、只今以御朱印被仰出候、時分柄二候間、舟なと相改候事不成候間、則八木之員数目録進之候、於肥後国内河尻・高瀬ノ津ニ米積候之様ニ申付候間、其段可被仰付候、右之八木之員数披露仕候間、無御油断可被仰付候、恐々謹言、

加藤主計頭　清正判

極月十九日

鍋島加賀守殿
羽柴柳河侍従殿
羽柴豊後侍従殿
羽柴兵庫頭殿
小早川左衛門佐殿
御宿所[8]

天正十九（一五九一）年十二月二十八日、秀吉は関白職を甥の秀次に譲り、「唐入り」に専心する体制に入る。翌年三月十三日付で「唐入り」の陣立てが発せられ、様々な事情で京に留まっていた秀吉も三月二十六日には京都を出陣する。さて、秀吉は「唐入り」に際し朝鮮王朝が日本側に与することを望んでいた。冒頭にも述べたとおりであり、三月十三日付の陣立ても、そうした方向性を踏まえて作成されたものであった。しかし、実際に王朝側と交渉をすすめる対馬の宗氏や小西行長はこれを不可能と判断し、日本の征明軍が朝鮮の領土内を通行することを認めるように、要求を改めている。「仮途入明」あるいは「仮道入明」といわれるものであるが、第一軍として朝鮮半島に上陸する小西行長は開戦の直前のでこの協力要請をおこなった。しかしながら、この要求は朝鮮側の容れるところとはならず、釜山鎮での戦端が開かれることとなる。

天正二十（文禄元）年四月十三日（明暦では四月十四日）、小西行長らの軍勢が釜山城を囲み、攻撃が開始される。攻撃は卯の刻（午前六時ころ）から開始され、昼頃まで続き、釜山城は陥落。その後、軍勢は東莱城へ進む。日本側はここでも執拗に「仮道」を要求したが、東莱府使の宋象賢はこれを拒み、激戦の中で命を落とす。こうして釜山鎮と東莱城を落とした小西行長・宗義智らは早速秀吉にその注進を行い、その後機張、梁山、密陽、大邱、仁同を経て、尚州に至る。さらに、四月二十七日には忠州で三道都巡辺使（慶尚・忠清・全羅三道の陸軍を統括する）申砬の率いる朝鮮軍を破る。

これにさきだって、慶尚道の水域を護るべき慶尚左道水軍節度使（慶尚左水使）朴泓は東莱の陥落後水営を棄てて逃亡し、同じく慶尚右水使の元均も船と武器を水中に沈めて、南海に逃れた。こうして日本から朝鮮半島に至る海域において組織的抵抗を行う勢力はなくなり、後続の軍勢はやすやすと朝鮮半島へ上陸する。すなわち、第二軍として編制された加藤清正・鍋島直茂らの軍勢は四月十七日（明暦四月十八日）に釜山に上陸、梁山からは道を東にとって彦陽、慶州へと向かう。清正と鍋島直茂はこの間の状況を四月十九日付の連署状で秀吉に近侍する奉行衆に報じている。

謹而致言上候、順風悪ニ付、高麗之地へ去十七日罷渡、翌日渡口ゟ九里ほと参、けくしゃく（慶尚）道と申国之内りやくさん（梁山）迄罷着候、右之りやくさん乃城をも明退候間、其ゟおいにやく（彦陽）と申城へ取詰候之処、夜中に明退候、けくしう（慶州）と申城へ取籠候由申候間、昨日（明日）廿日右之けくしうの城へ取懸可申候、今日迄三ヶ所明退申体に候へハ、定手間入申間敷く候、只今之分に候者、五三日中ニ都ゟ御註進可申上候、次ニ諸勢兵粮之儀、国本にても加様之繁多之事有之間敷と、下々満足仕事候、不及是非候、跡乃人数にも兵粮為可進、城々ニ人数を残置候、小西摂津守行長 摂津面談候て可申合儀候へ共、右之体ニ御座候へ者、気遣仕候儀無御座候ニ付而、路次をわけ、津守（小西摂津守行長）ハ中海道を罷通候、拙者儀ハあんとんぎ通、都への打入を急申候、城明退申者共討果可申儀候へ共、中々助置

候ても重而わひハひニ（災いカ）も可罷成とて無御座候間、成敗不申付候、尚追々御註進可申上候条、此等之趣、可然様御披露所仰候、恐々謹言、

卯月十九日　　清正

直茂

長束大蔵太輔殿

木下半助殿

駒井八右衛門殿[9]

ここで清正・直茂は路次に豊富に兵粮が蓄えられていることを述べている。後続の軍勢へ配当すべき兵粮が懸念されるようなら、先行する小西行長との談合が必要であろうが、当面そうした対応もいらないであろうと、それぞれに別経路で都（漢城）を目指すと楽観的な見通しを述べている。このように、ともに先陣をつとめる小西行長とも協同する姿勢を示しており、少なくともこの段階においては巷間伝えられるような清正と行長の対立は認められない。

さて、慶州（「けくしう」）を護るべき判官朴毅長はすでに恐れをなし、戦わずに逃亡したという。実際、慶州城はおもいのほか容易く陥落してしまう。この点、次に紹介する清正・直茂の連署状からも明らかとなる。

一、一昨日十九日御註進如申上候、昨日廿日午之刻、けくしうの城へ押寄候処、城中之者共以外取乱体相見候ニ付、不移時刻、乗崩速追討ニ仕候、此中明退候者共取籠ニ付て、事の外人数多御座候、則三四千ほど討果申候、山中へ逃入候も、今日逗留仕、山さかしを申付候、明日廿二日ニ罷立、次乃城ゑぐさんへ取懸可申候、定右之響にて明退可申と存事候、口々城々ニも兵粮多御座候間、人を残置、御動座之御用ニ立候様ニと存事候間、自都早々御註進可申上候条、此等之趣御披露所仰候、恐々謹言、

卯月廿一日　　清正
　　直茂

長束大蔵大輔殿
木下半介殿(10)

こうして、まさに破竹の勢いで、清正らの軍も四月二十八日には忠州に至る。ここにはすでに先行する小西行長ら第一軍の軍勢が達していた。翌二十九日、行長の第一軍、清正の第二軍それぞれに忠州を発って漢城に進発する。小西行長らが驪州へ至る東路をとったのに対し、加藤清正らは竹山を経由する経て西路を進む。

五月三日、ついに加藤清正らの軍勢が南大門（崇敬門）から、小西行長らも東大門（興仁門）から相次いで漢城への入京を果たす。すでに国王はここを脱出しており、加藤清正・小西行長らに続いて、宇喜多秀家、毛利吉成、黒田長政といった諸将がほとんど無血で入城を果たし、首都漢城は日本勢の手に落ちた。

五月上旬から陸続と漢城にはいった日本の諸将は、しばらくここにとどまり、その後の対応策を講じることになる。侵攻の目的はあくまで「征明」であり、都漢城の陥落後すみやかに明国へ攻め入る、というのが秀吉の軍令であった。しかしながら、朝鮮半島の状況を実見した諸将の眼には、こうした戦い方はいかにも短兵急に映ったのであろう。漢城に参集した諸将は、むしろ朝鮮半島の安定支配を優先すべきではないかと考えるにいたる。具体的には漢城に宇喜多秀家をのこしつつ、朝鮮八道に諸将を分遣して、各道を単位とした経略を進めようとするものである。加藤清正は諸将のうち最も秀吉の軍令に忠実であった。早急に明国に攻め入るべきとする清正は漢城で行われた諸将の談合を「迷惑」と論断し、軍勢を明国へ向かわせるためには秀吉自らの出陣によるほかないと、そのすみやかな渡海を念じていた。しかしながら、結局は諸将を朝鮮八道に分遣することに決し、小西行長・宗義智ほか西肥前の諸将が明国に隣接し平壌を擁する平安道を、加藤清正・鍋島直茂らの軍勢は半島のもっとも奥まったところ

に位置する咸鏡道（永安道とも）を受け持つことになる。そうした述懐を籠めつつ、この間の経緯もまた清正は名護屋に書き送っている。

為御註進、使者差登候、仍此面都落居之以後、何も九州・四国・中国衆至都相集、号談合長々致逗留、拙者或ハ雖迷惑候、惣様之事候へハ、為壱人難計ニ付て、物並ニ致逗留候、さき〳〵唐堺迄之儀、萬行共相延、御前可為如何と存、迷惑不過之候、被成御動座儀雖勿体之儀、如此口々ニ候へハ、御国へ法度ニ置目等之儀、はか行かたく候条、被成御動座候へかしと内々ニハ存事候、隋而高麗国へ之儀国割ニ仕、其々ニ請取を仕、拙者ハ都ゟ北国、たん〳〵（韃靼）国之堺目へ罷越分ニ候、然処大唐への海道筋ノ次の国ハ甲斐守請取、それより先大唐堺目小摂請取にて候、然ニ甲斐守請取之国へ人数差越候処、都ゟ二日路所ニ舟渡之川有之候処、近辺之唐人共於川端押申ニ付て、河越少人数にて難成候処、拙者請取之国残置、彼道筋へ可相越之旨、各被申候付而、右之河を摂津守申談、唐人番舟数多御座候、其上河向ニ近辺之唐人雖相集候、度々如申入候、唐人之儀候へ者、差儀も無御座逃散申候、如此候へ者気遣成儀ニ無之候条、是ゟ拙者ハ請取之国へ罷越候、諸人数隙明次第、大唐へ打入可申候、其節某ハ遠国と申ながら取分海道筋ゟ十四五日路わきにて御座候、若遅唐堺へ罷出候へは御前并各様、拙者由断仕候様ニ被思召候へハ迷惑候条、先如此申入候、御次之刻、御取成憑入候、

六月朔日[11]

この文書は写しであり、書写の間に発給者・充所の記載が省略されてしまったようである。内容から発給者は清正として間違いないものの、残念ながら充所については判然としない。それはともかくとして、清正・鍋島直茂らは担当する咸鏡道に向かうに先立って、黒田長政（甲斐守）らの助勢を命じられた様である。長政らの担当する黄海道には大河が流れており（この大河とは臨津江を指すものとかと推察される）、この渡河を手助けする様、「各」より指示されたとする[12]。第二軍を率いる将とはいえ、当時の清正はまだまだ三十代になったばかりの若年であり、

諸将間での発言力もさほど強いものではなかったようである。一方、ここでも小西行長（摂津守）との協同によって、渡河の障害となる敵勢を追い散らしたと告げている。より具体的な詳細は次にあげる書状からも明らかとなるが、先ほども述べたとおり、ここでも清正と行長の間に溝のようなものは認められない。さらに、文書の末尾で清正は所謂「言い訳」に終始しており、注目される。すなわち、清正が経略に向かい台頭する咸鏡道は僻遠の地にある為、かりに諸将が各道の制圧を終えて、秀吉以下の本隊が唐堺に集結するようになっても加藤・鍋島勢はそれに間に合わないかもしれないと危惧している。唐堺へ至る道程は、都漢城から開城を経て平安道の平壌、さらに義州を経て、鴨緑江を越える経路が想定されていたのであり、清正・直茂らの咸鏡道はこれから大きく逸れている。清正は充所に向かって、万一そのような事態に陥っても、それは決して清正らの「由断」ではないとの取り成しを哀願する。

こうした「杞憂」ともとれる清正の心配も、前述した栄達と失脚が表裏という危機意識に因るものであろう。清正はこのことを余程に思い悩んだ様であり、まさに同日付で重ねて名護屋の奉行衆に書状を発している。もとより、内容的にはさきの書状と重複するが、併せ見る事で清正の当時の心情に思いを致すことが可能となる。

一、謹而致言上候、為告先書如申上、高麗国御法度・御置目等之儀、国割ニ仕り、其々請取申候所、大唐へ之海道筋、都合二日路之所に舟渡之川御座候ニ付て、彼川端へ近辺之唐人共相集、河越を与申之由、各被申、拙者請取之国者残置、大唐へ海道筋、各申談罷越可然之由被申候ニ付而、小西摂津守致相談、河舟共相集、唐人番舟七八百艘御座候を即時追崩、則河越を仕候、度々如申上、唐人之事ニ御座候へハ、差行も不仕、不知何方逃散申候、如此上ハ、拙者請取申候国（咸鏡道）たん〳〵国乃堺目にて御座候へ者、残置可申儀にて無御座候と存、右之河はたゟ七日路大唐之本海道を罷越、其ゟ彼国へ参道御座候由、承及候条、たん〳〵国之堺目迄御置目等可申付候条、惣国御置目之於隙明者、大唐へ打入之儀可被仰遣候、其節遠国にて御座候条、御諚之趣、自

余之国ニ十日も廿日も遅相聞可申候、爰許案内者申候条、大唐堺へ罷出候事、遅可罷成候、併御諚承候てゟ昼夜、雖由断仕間敷候、爰元之儀無御心元被思召候半与存、差儀雖無御座候、御註進申上候、此等之趣宜預御披露候、恐々

六月朔日　　清正

長束大蔵太輔殿

木下半介殿(13)

ここでは唐堺への到着が遅延するであろう理由に情報伝達の問題を具体的にあげている。この時点で、清正はまだ京畿道開城あたりにいたと推察されるが、いまだ立ち入ってもいない咸鏡道が遙か僻遠の地であることを重ねて名護屋に報じ、想定される不首尾を先取りして弁疏している。

二、咸鏡道の経略と「おらんかい」への侵攻

加藤清正・相良頼房・鍋島直茂らは六月朔日開城あたりを発って咸鏡道へ向かう。清正は六月十七日、直茂は翌十八日に咸鏡道安辺に到着した。清正の軍勢は一日・二日安辺に留まったのち、北進して徳源、文川、高原、永興、定永などを経略し、六月二十四日、咸興に入る。咸興は咸鏡道監営の地であり、ここには「尊王」の兵を徴募するため、朝鮮の王子臨海君が留まっていた。臨海君らは日本勢の襲来を聞いて兵火を交えることなく磨天嶺（咸鏡北道と南道の境）外へ遁走する。清正勢は安辺から咸興にいたる間の経略を進め、咸興に入ったのちはここに拠って咸鏡道全体の支配を進めることになる。

ところが、清正は咸鏡道経略をいったん鍋島直茂に委ね、自らは軍勢を率いて「おらんかい」（かつてのいわゆる

間島地方、現・中国東北部）へと進軍することを表明する。この計画をうけ、鍋島直茂が七月朔日に安辺を発ち、二十一日に咸興に入った。

「おらんかい」は「おらんけ」とも写されるが、さきに紹介した清正文書にみえる「たん〳〵国」つまり「韃靼国」を指す。咸鏡道への進軍に先立って、清正は「たん〳〵国之堺目迄御置目等可申付候条」と述べていた訳であり、いわば既定の路線であった。すなわち、清正勢の「おらんかい」に向けた行軍は、咸鏡道北部の経略をも兼ねることになる。というより、咸鏡道の安定支配を確保する上で後背の「おらんかい」地域までも制圧する必要があったということであろう。

沿海部を北進する清正の軍勢は端川に入り、郡内の銀山を占領する。この銀山を周到に支配するため部将九鬼四郎兵衛（広隆）・粟生一郎右衛門尉らをのこし、北進を続ける清正軍は摩天嶺を越えて咸鏡道北部吉州の管内に入る。迎え撃つ朝鮮軍とは七月十七日に城津付近で激突、まず清正の軍勢が朝鮮軍を押し返し、さらに翌日の早暁に退屯していた朝鮮軍を背後から奇襲して殲滅させた。海汀倉の戦いといわれるものである。

□□□此書状共、今服采女殿・一右近殿へ人をそへ、たしかに可相届候、已上

急度申遣候、昨日未明ニ此表蔵所ニ唐人共相集候處、則二備之者共押懸三百計討果候、相残唐人共、皆々労乱討曳（洩）候、則今日夜半より陣替候、先々やつはら（奴原）不残可令成敗候之間、機遣不可在之候、爰許蔵共ニ兵粮たくさんニ在之事候間、是又可心易候、則為奉行、保田善介・吉村橘左衛門尉残置候、其元金山并田畠之指出於相窮候者、通事此郡へ早々可差越候、すこしもゆたん不可在之候、恐々謹言、

加藤主計頭

七月十八日　　清正（花押）

九鬼四郎兵衛殿

粟生一郎右衛門殿[14]

具体的な合戦の経緯は、右の書状から読み取れる。同時に、端川に遣してきた九鬼四郎兵衛（広隆）・粟生一郎右衛門尉らが郡内の田畠に関する「指出」を徴収していことが判り、この点からも注目すべき史料内容となっている。

さて、在番として安田善介（文書上の表記は「保田」とある）・吉村橘左衛門を城津に配した後、清正の軍勢は吉州、明川を経て鏡城に入る。明川や鏡城では朝鮮王朝に背いた朝鮮人官吏が彼らを迎えることになる。流刑地ということもあって朝鮮王朝に反抗的な風潮の強かったこの咸鏡道では、朝鮮王朝に謀叛する勢力がそこかしこに見られた。配流され、この地で下級官吏となっていた鞠景仁も謀叛を起こして、会寧にいた王子二名すなわち臨海君と順和君を捕縛した。前述したように、臨海君は兵を募るため咸鏡道に派遣され、はじめ咸鏡道監営の地咸興、ついで咸鏡道南部の兵営が置かれた北青にあったが、加藤清正軍の侵攻をうけて北方に退き、七月二十日ころからは会寧にいた。一方の順和君もはじめ江原道へ派遣されたが、毛利吉成軍の侵攻によって咸鏡道に追われ、やがて臨海君と行動を共にするようになっていた。

尚以、四郎兵衛ニ申遣候、上様へ端川郡之銀子三十枚進上仕候由、申上候間、随分令才覚、角兵衛二可相渡候、若したらす候てハと思ひ、自此方も銀子百九十目餘遣候、卅枚之都合無相違候様可仕候事肝要候、

已上、

急度申遣候、仍去廿三日、おらんかいの境目、ほいれぐの城へ国王之嫡子・同弟、其外大官之衆下々共、四五十人にて逃入候を取詰候處、城中より命之儀、種々令懇望候間、命を助、城を請取、召置候、国王之儀方々尋ニ遣候、定有所可相聞候、爰許隙明次第、おらんかいへ可相働覚悟候、すこしも機遣之儀無之候、其許諸事由断不可在之候、恐々謹言、

加藤主計頭

七月廿三日　　清正　花押

九鬼四郎兵衛尉殿

粟生一郎右衛門尉殿[15]

このように、両王子の捕縛に至る一連の経緯は端川にいる家中の九鬼や粟生らに報じられているが、次にみるように、同日付で清正は浅野長吉（弾正少弼、のちの長政）にも経緯を報じている。

浅野長吉と嫡子幸長（左京大夫）は六月に肥後佐敷で勃発した梅北国兼らの謀反（いわゆる「梅北一揆」）の鎮圧とその善後処理のため、肥前名護屋から肥後に下向している。いうまでもなく、一揆の舞台となった肥後佐敷は清正の領国内である。文書の送達にともなう時差が介在するので、この文書の発給時には浅野長吉も名護屋に帰還している訳であるが、文書内容の理解には、この浅野長吉の肥後下向という事実を踏まえる必要がある。本文についてはほぼ家中充ての内容に重なるが、清正の意向としては捕縛した朝鮮の王子らを伴って、一旦名護屋にもどる心算であったことが分かる。肥後で謀反を起こした梅北国兼らは島津家中の人間であるが、謀略によって佐敷城を奪われた加藤家に落ち度がなかったとは言えない。したがって、清正自身が領国支配の不備を問われる可能性も充分に存在したのである。清正の名護屋への帰還は、こうした査問を覚悟した召還とも読める。そうした一方で、朝鮮王子の捕縛という功績については自ら誇るところが大きかったようであり、追伸の記述をみるとその論功として朝鮮での担当地域を咸鏡道から「唐堺」のしかるべき地（小西らの平安道が想定されているものか？）への変更を内願しているように見なされる。いずれにしろ、日本から遠くはなれた清正の黙しがたい心情が発露された文書と言えよう。

尚々申上候、若爰元ニのこしおかれ候ハヽ、其元可然様ニとひたと御たんかう（談合）被成候べく候、右申上候ても可然候ハヽ、左様ニも可被成候、又のそミ候事無用ニ候、先度孫兵へニ被仰越候、心え申候、又孫兵へに御

こし物被下候事、さて〳〵くわいふん（外聞）と申、忝候、又其元とかくのとりさた（取沙汰）、とりあつかい（取扱い）仕候共、くるしからす候、前後此せかれ存候間、御尋可被成候、ミやこより三十日おくに、い申、中〳〵此返事おそく参候て、今年罷帰候事成間敷候、身上もいかゝ候共、いそき承度候、おらんかいのさかいハ、国ハよく候共、おらんかいあしく候間、のそみハ無之候間、からさかいにて候ハゝ、御うけ申度候、其ほかにてハ、国中ニてハ、いやにて御座候、其心えニて、内々とひた御たんかう可被成候、以上、

御注進申上ニ付、申入候、仍拙者請取之国へ、王子被差越候由、口郡にて承候右ニ付、分手野山をさかし、無昼夜之境、追懸候之処、おらんかいの境目、ほいれぐ（会寧）と申城へ国王の嫡子・同弟、其外大官之者下々共、四五十人逃入候を、則押詰候処、城中之者降参仕、逃入者ハ不及申、城中雑兵まで命之儀、種々懇望仕ニ付、則城請取、右之王子并雑兵共ニ相助、召置候、国王之儀方々尋ニ遣候間、定而あり所可相聞候条、右同前ニ可申付候、次此国之儀、御法度・御置目等堅申付、隙明候ハゝおらんかいへ可相働と存事候、此上　御諚次第、彼王子達召連可罷上候、其節以面拝、心事可申達候、御次之刻、御取合奉頼候、恐惶謹言、

加藤主計頭

七月廿三日　　清正（花押）

浅野弾少様[16]

さて、さらにこれから数日後の七月廿七日付で九鬼四郎兵衛（広隆）充てに発せられた文書ものこっている。これは単に戦況報告と云った類の文書ではなく、端川を郡単位に支配する部将に対して、統治行為に対してかなり具体的な指示を出している。端川郡の場合は域内に銀山を擁するので相応の指示が出されている。他には上鷹の捕獲に関する箇条も注目される。他の地域（郡単位が想定される）でも恐らくはそこそこの地域の特徴に応じた指示を発したものと考えられる。

書状披見候、

一、如先、れいはく召出、指出候儀、申付由尤候事、

一、唐人在郷ニ火を付、悪逆人令成敗旨、尤候事、

一、銀山之儀、世枚之通、注進状ニしたしめ候条、得其意、角兵衛可逗留様ニ可遣事、肝要候、若不足候てハと相心得、自此方銀百九十め遣候、其ニ相加、世枚之通、名護屋にてかけ分候共無相違様ニ、へり代をも相添可遣事、

一、其元田地年貢つもりの儀、相改候由、尤候、此方にても改、申越通、引合へき事、

一、上使衆兵粮之事、善介方へ申遣、彼方切手次第可相渡事、

一、自其郡、上鷹之儀、十連申付候由、尤候事、

一、其浦小船ゆへ平左衛門方へ兵粮遣事、難成之旨、得其意候、併何とそ才覚候て、ならひの郡之者共へも申遣、少も差急兵粮遣度事、此方ニも一切兵粮無之候条、善介召置候兵粮、念を入候へと、自其元も折々可申事、

一、甲山之郡へ遣候者共、一左右尓今不相聞事候、鉄砲之者共今日まて不参着候、由断沙汰限候間、其辺通候ハ、可申聞候、併此方にて王ハ生捕候条、彼ごくたぐな共油断候ても不苦候事、

一、爰許今少山中をもさかし王孫并官人等相尋候て、其隙明次第ニ、おらんかいへ一働はたらくへきかと成其意候、萬其辺之事ハ不及申、ならび郡にても無由断様ニ精入尤候、此方之事機遣在間敷候、謹言

七月廿七日　　清正　花押

九鬼四郎兵衛殿　　加主計頭

返事[17]

清正は鞠景仁の帰順を許し、両王子の身柄も引き受ける。安辺から会寧にいたる地点の制圧を終えた清正は既定方針に従って豆満江を越え「おらんかい」へ赴くことになる。紹介した七月下旬の清正文書にみえる通りである。当時、現在の中国東北部にはツングース系の女真族がいた。咸鏡道を脅かす「おらんかい」に対して、清正はかなり強い敵愾心を抱いていた模様である。七月末に会寧を発した加藤勢は、遅くとも八月二十二日には咸鏡道内へ戻っているので、この遠征は一月足らず、十日程度ののものであった。

咸鏡道に帰還した直後の清正書状には「おらんかい」の実態が詳細に述べられている。いささか長文であるが、箇条相互に関わりもあるので、全文をあげることとしたい。ここで清正は「おらんかい」を戦国期の伊賀・甲賀などになぞらえている。彼の目には女真族の統治と一揆の自治的支配とが重なって見えたのであろう。実質的には確たる成果も上がらなかったようであるが、清正は自らの「おらんかい」侵攻が咸鏡道の人士に安心感を与えたこと、また侵攻の様子に懼れをなした「おらんかい」側から降参の申し入れがあったので、徹底した成敗には至らなかったことなどを告げている。また、前後するが、清正は書状の冒頭に「おらんかい」侵攻の意味づけについて、述べている。それはここから「大明」への侵攻が可能かどうかについての踏査であったとされる。結論は畠地ばかりで田地が無いため、兵粮に事欠く危険性があるというものであった。咸鏡道経由の入明は不可能という事であろう。しかし、侵攻の当初から入明の経路は平壌から義州にいたるものと想定されており、ここで殊更に別ルートの模索を試みる清正の意図には背景があったと考えざるを得ない。

謹而致言上候、先書ニ如申上候、咸鏡道之儀、悉指出以下御置目・法度申付、隙明候付而、吾郎吟（オランカイ）相働、彼国之様子為可申上、十日路程打入、様体見合、此口ゟ大明国へ御人数御遣可然かと見及申候処、一円田地無御座候間、畠所ゆへ粟・稗なと迄にて、兵粮無御座候ニ付、先咸鏡道へ打入申候、

一、吾郎吟百姓以下之体為、守護者無之、むかしの伊賀・甲賀のごとくにて、一在所〳〵ニ近所ニ構用害在之候ニ付而、四・五ヶ所令成敗仕候、依夫残所何も明退申候間、放火仕、先打入申候事

一、朝鮮之者、吾郎吟者手から仕り、拙者吾郎吟へ相働候事、一段満足仕、尚以堺目相静候、然所残堺目吾郎吟者共、右之相働候口の様子、御返事を差越、降参仕候ニ付、相働雖可相果儀候、助置由申聞、先許置申候、併一揆国之儀ニて御座候間、可有如何御座候と被存候、おらんかいハ朝鮮八州二倍程御座候由申候、大明之口ニてハたん〳〵国と申由候、

一、おらんかい人、朝鮮と口体なとちかい申候間、可懸御目と存、通事共召連候、王子被召上候時分、参上可申候事、

一、咸鏡道奥郡ゟ口郡迄申付候御置目等少も相違不仕、御年貢致上納候条、被成御気遣間敷候事、

一、咸鏡道ゟ江原道境目迄、安辺郡と申所迄、王子召連罷出候、最前御註進申上候、御返事之上意、彼郡ニて奉待候、尤朝鮮之都迄、雖可罷上儀候、時分柄之義候条、拙者此国を所務以下無沙汰候てハいかゝと、右之郡ニ致逗留候事、

一、隣国之体、為告先書如致言上候、国割を仕、御置目等申付、相静候条、只今罷出、承候へハ、何之国もしやくわん（上官）共ハ不及申、百姓等迄致山中、行をも可仕様ニ承及候、是御法度以下能不承届故ニて可有御座候条、様子承合各申談、相静可申候条、被成御気遣間敷候、併朝鮮国之儀ハ、被思召外大国ニて御座候条、程遠所と承合儀も不罷成候間、当国程近堺目之儀ハ、随分由断仕間敷候、

一、朝鮮国、御置目等相静ニをいてハ、大明へ可相働候旨、被仰出　御朱印、於吾郎吟致頂戴候、就夫大明への道筋、平安道之儀者摂津守御置目等之儀申付、請取ニて御座候、然処至尓今一切不相静様ニ申候、因茲各都ニて相談被仕、大明への御働不可成と言上被申候様ニ承及候、彼御註進之刻、拙者ハ吾郎吟ニ在之故、不致

存知候、大明へ御働之儀、朝鮮国中、如咸鏡道於相静者、如御諚大明へ雖可相働申候儀候、右へ如申上、隣国殊ニ道筋之国猥候様ニ御座候ニ付、右之ことく御註進被申上候哉、連々被仰下候、唐人あなすり（侮り）不申、法度かた堅可申付之旨、御諚各相違仕候故、如此さかしきと存事候、然間大明へ御動座之御朱印御請不申上候、

一、おや王之儀、平安道ニ被居在、仕国之行をも仕様ニ承及ニ付而、王子兄弟の書相調、拙者も連々の御諚之旨、申遣候条、返事於御座候者、重而可致言上候、

一、梅北宮内左衛門、薩摩境一揆催、佐敷へ城ふミあらし候処、早速被成御成敗之旨御朱印被成下、謹而致頂戴、忝奉存候、則兵庫頭（島津義弘）へ御朱印之旨申聞候条、忝由申上候、

十月（九月）廿日[18]

この文書の写も小宮山楓軒が編纂した『楓軒文書纂』の「韓陣文書」に含まれるものであるが、発給の期日については書写の間に過誤が生じた模様であり、「九月廿日」が正確な期日と考えられる。すなわち、これとほぼ同内容の織田信雄（常真）充て清正書状の正文[19]（ただし、充所の表記は「常心」とある）、および木下吉隆（半介）充ての正文[20]が確認される。これらの正文には「九月廿日」とある。情況から考えても、十月末では咸鏡道に帰還して時日が経ち過ぎている。従って、ここでは「韓陣文書」にみえる日付には一月のズレがあると判断し、これを是正して行論を進める。

さて、書状の前半では、「おらんかい」「たん〳〵国」探情の詳細が語られているが、後半は自らによる咸鏡道経略の成功と、それと裏腹に制圧に苦慮する他の各道の様子が語られている。とりわけ、批判の対象となっているのは平安道における経略の不調である。平安道は小西行長らの担当である。平安道では平壌への入城こそ果たしたが、その先への侵攻は試みられていない。いうまでもなく、「大明」への入口である義州も平安道であり、平安道の制圧無くして「征明」はあり得ない。既述のように、この文書の冒頭で清正は咸鏡道からの入明はあり得ないことを述

べており、結局「唐入り」の成否は平安道の経略にかかっているというのが、清正の見解である。こうして、「おらんかい」に関する清正の実見報告は小西行長らの不首尾を際だたせる効果をもつ。同時に、不本意ながら征明ルートの本筋から外れた清正の行長らに対する不信感が醸成されるとすれば、こういった本来の「征明」作戦が頓挫していくあたりに淵源を想定すべきでは無かろうか。

とは言え、本営の名護屋からも遠く離れた僻遠の地にある清正は淡々と自らに課された軍務に従わざるを得ない。九月中旬、安辺に到着した清正はこの地に拠って鍋島直茂・相良頼房ら僚将と咸鏡道支配を進めていくことになる。南の安辺付近から吉州にいたる拠点に自軍の部将を配し、それぞれに三百から五百程度の兵員をおいたようである。咸鏡道では数多くの叛徒が朝鮮王朝に背いて日本側に従ったが、清正は吉州をのぞく北道の大半については彼らに支配を委ねている。咸鏡道でも他地域と同様、朝鮮王朝のもとにおける地方官吏、六伯の存在に依拠しつつ実効支配を進めた[21]。日本の諸将は彼らからそれぞれの地域における担税実態を聴取している。こうして各府・郡・県ごとの租調の員数と人口をまとめた記録がつくられた。今日『朝鮮国租税牒』として知られる一連の史料がそれである。日本側の支配は人質をとって進めるという強制的なものであったが、こうした強圧的軍政も相応の効果があったようである[22]。

三、咸鏡道の放棄と漢城への撤退

しかしながら、次第に咸鏡道でも朝鮮側の反攻が強まっていき、加藤・鍋島勢も次第においこまれていく。すなわち、天正二十（文禄元）年も十月を過ぎると、咸鏡道内の各地で朝鮮側の武力反抗が開始されることになる。次の文書は、そうした状況下、端川の九鬼四郎兵衛尉（広隆）らからの注進をうけて、発せられた清正の書状である。

既述のように、咸鏡道でも奥地は現地の朝鮮人官僚にその支配を委ねており、吉州は日本側（加藤勢）の支配が実効される最奥地となる。この吉州において、反乱が起きたのである。最南端の安辺で急報を聞いた清正は、自ら軍勢を率いて救援にかけつける心つもりも披瀝しているが、当時は雪で行軍もままならないという状況であるし、仮に首尾良く吉州に到着したとしても、寒さで悴けて軍勢の半ばは役に立たないだろうと述べている。

端川を警衛する九鬼らに対しては、結局のところ、とにかく城々を堅固に守備することが第一であるとし、従って兵粮・飼料の確保がもっとも重要となるが、朝鮮の士民を味方につけるためなら、少々の雑穀供出もやむを得ないとする。

こうした厳しい状況のもと、最後の箇条では清正も吉州放棄をうけいれているようであり、となればそこを手放して磨天嶺までを確保することで、新たな防禦ラインの形成を目論んでいるようにみえる。

追而、四郎兵衛ニ申候、端川より五日ニ注進候由、尓今不相届候、重而八日之注進相届候、こまかに申越候段寄特ニ候、猶其許様子懇ニ可申越候、以上

急度申遣候、仍吉州郡之者共越度取候由、言語道断不及是非次第候、

一、我々只今可相働儀候へ共、安辺ニ人数丈夫ニ残置、跡之無機遣様候へハ、清正召連候人数雑兵三千ニハたるましきかと相心得候、其上其許迄相越候ハ、半分ハかしけて、やくニ立間敷かと令分別候、又ハ王子安辺ニ非可残置儀候前、もし相働候者、召連候ハて不叶候、左様之番等ニも人数を引候へハさき〳〵へ可相働人数千人ニたりたらす可有之候、左様ニて相働指行も無之候へハ、いかか敷候条、年あけ雪霜少きへ候まて、城をも持かため候様ニと、吉州へ人数を遣候間、其元番等丈夫ニ可申付事、

一、其許之跡先之郡なミ罷成候共城より外へ出間敷候、城堅固ニ相かかへ候て、年あけ候か、又ハ此方より替行申遣候由、かかへ候か手柄にて候間、其御心得尤候事、

一、兵粮三四月迄さこくにても有之様ニつゝふちニ可出、馬のかいも可為其分候、こにたハ□□にて可置候、乍去百石ニ付一疋あてハひゑにても一升つゝ可遣、但それも来年之つもり肝要候、只今も我々自身可相越候へ共、某働候て先之郡へ働をもさせ候へハよく候へ共、王子ニ番を丈夫ニ付、爰元ニ置候へハ、我々越候事も無人ニ候之間、王をつれ候てハ、いかか候ハんと、ためらい候、卒止ニ出陣候て、跡も先もむさと候へハ、如何候間、先吉州討死之王共、下々散候ハぬ様、斎田伝右衛門尉・山内次兵衛遣候、其許道送なと申付可遣事、

一、角兵衛帰着と又平安道へ遣候返事と聞合、其上にて、令分別行可申付候、兎角奥□迄之者共ニも城を唐人如取詰候者、城きわにて見合無越度程ニ城きわにて手かたく、討捕候事ハ可然候、ながおひ又ハけなけだて不入事候、能々其段可申談候、口々ニて互きミがまてやくニたたす候条、可申合事可為肝要候事、

一、兵粮沢山ニ候共、たしわりて可然候、ゆく〳〵ハ春ニも年内にもふと我々働候事、可為案事由、左様の為ニも可成候事、

一、百姓心をかへ候ハゝ、可成ほと雑穀にても、とりこミて可然候事、付、其郡之者共無如在、年貢等納所候共今迄之ことく唐人城中へ入候事無用候、門外にて可相納候、又人質かてなと持来候唐人も一切城中へ入間敷候、為門番請取てくわせ候様ニ可申付事、

一、吉州之郡相抱候事不成て相果候敵又ハ倉所まて於引取候者、倉所をも引払　端川きりニ仕、丈夫ニ可相抱候、左様之仕合ニ候ハゝ、助左衛門と助兵衛とハ大□所へ可遣候、左様ニて其許於引払候者、斎田事ハ其許様子、具ニ申聞候て、早々可差帰候、何も口々ニて、互けなけたて又ハぎミがまてハやくニたたす候、其段相心得可申合事、肝要候、謹言、

十一月廿一日　　清正　花押

加藤与左衛門尉殿

唐入り（文禄の役）における加藤清正の動向

九鬼四郎兵衛殿
原田五郎右衛門尉殿
井上大九郎殿[23]

さらに、晋州城攻略（第一次）の失敗によって釜山―漢城間のルート保持が危ぶまれるようになると、咸鏡道の軍勢にも南転の指示が出されることになる。しかしながら、清正は咸鏡道の経略自体に強い執着をもっており、容易にこれを手放そうとはしなかった。ただ、清正もそれなりの危機感は持っていたようであり、咸鏡道の奥地に駐留する家臣に対しては、漸次撤退を促す方向にあった。

以上、

急度申遣候、其許企一揆、構悪逆奴原、為成敗、可差越候処、都三奉行より口々国猥ニ付而、釜山海より都迄、通路無之、其上口へ被相働候衆、被失勝利之条、我等罷出、於彼口一行可仕候旨、度々被申越ニ付而、其辺へ自身相働候事、是非共無用之由、加賀守方より達而被申ニ付、為迎佐々平左衛門尉・庄林隼人佐・松下小右衛門尉両三人差遣候、退口、軍法之儀書付を遣候、其旨少も不相背、片時も早速可差越事肝要候、様子両三人可申候、謹言、

正月十一日　　清正（花押）

大脇次郎左衛門殿
伊地知次郎右衛門殿
小代下総守殿
吉益半左衛門殿
貴田孫兵衛殿[24]

後年の編纂資料ではあるが、『加藤家伝』や『直茂公譜考補』などによると、[25]小代下総守・大脇次郎左衛門については兵五百を率いて「りやく」すなわち利城城での在番とある。ここでは一応これにしたがって、充所に名のみえる他の諸士についても同様に、利城城での在番を行っていたもの考えておく。清正としては朝鮮側の反攻に苦しむ利城の救援に向かうつもりであったが、戦況の悪化を告げる石田三成ら都三奉行の制止や、ともに軍を率いる鍋島直茂（加賀守）の意向をくんで、自らの出勢をあきらめ、さらに大脇以下の撤兵すら命じている。清正は佐々平左衛門尉・庄林隼人佐・松下小右衛門尉らを使いにだすので、くれぐれも清正の軍法に背くことなく、速やかに撤退するように命じた。

このように、戦況が急激に悪化していくなか、正月十二日には平壌での敗報が漢城に届く。これをうけて、漢城の奉行衆（増田長盛・大谷吉継・石田三成ら）は重ねて咸鏡道からの撤退を指示することとなる。この敗報はまさに決定的であり、朝鮮半島を全域的に支配しようとする計略はすでに放棄され、戦略の基本は漢城から釜山にいたる地帯の絶対的確保にようやく移ったのである。二月二十八日には鍋島直茂、翌々日の二十九日には加藤清正の軍勢が朝鮮の王子二名とともに漢城へ戻ってくる。当時すでに江原道の島津・毛利勢も撤収しており、厳寒のなか伏兵による執拗な攻撃にさらされながらの漢城帰還であった。

漢城に戻って程なく、三月四日付で清正は、朝鮮の王子を伴って都漢城に入ったことを名護屋に告げた。[26]さらにしばらく経たのち、清正は名護屋の奉行衆に充てて前年来の経過を報告している。後年の写しと言うこともあって文意の取りにくい箇所も多いが、清正としては鍋島直茂（加賀守）とともに進めた咸鏡道の支配自体はあくまで成功裡に推移したのであり、隣国（平安道・黄海道・江原道などか）の経略不調によって漢城（引用史料上は「都」と表記されている）への帰還を余儀なくされたことを述べる。清正は前線の戦さに勝利して、少しでも前へ押し出すべきであり、平安道・黄海道からの撤退は全く話が違うと、漢城の諸将にも翻意を求めたようである。しかし、

これが容れられる事はなく、清正は本意に反して咸鏡道の放棄に至ったと述べている。

謹而致言上候、

一、私事請取之国、百姓等在付、所務等をも如形、取納罷居候事、

一、隣国猥ニ付而、加賀守在城仕咸興と申郡ゟ私先手之者共召置候吉州郡迄之間、去霜月廿日時分ゟ少々山上仕候、雖然郡々の者共、手前〳〵にをいて成敗仕候ニ付、相替儀無御座候、今度私都へ罷出候迄丈夫在番仕、罷居候事、

一、隣国猥候へハ在国仕候ても、当分御仕置ニも不成候条、都へ罷出、各可申談之旨被申越候間、雪きへ次第可罷出と存候処、平安道表大明人数万人雖取懸候、及一戦得勝利候へハ、其鑓下ゟ平安道・黄海道開城迄及二三ヶ国、至尓都被明退候事、

一、右之仕合候間、拙者・加賀守申談可引取之旨、都ゟ重而被申越候、拙者存候ハ、得勝利、其いきおひニてハ、さきへこそふミいたすへき処ニ、及三ヶ国各被明、至尓都被引御座候事ハ、一段と相違成儀と存、重而都各へ以使札申入、其返札に弥可罷 出候旨、被申越候間、様子具承届、其上ニて在国を罷出、去廿九日至尓都致着陣候事、

一、右如申上候、百姓山上之所ハ、其手前々々ニをいて丈夫ニ成敗ニゟ、平安道・黄海道開城及三ヶ国被明退候、彼難所を雖引取候、唐人壱人対敵申事無御座候、其上私在城へ安辺ゟ近所五郡さきまて静謐仕、百姓等悉在付、今度罷出候割夫以下をもたて申体ニ候、淵底都ゟ宰相殿・小西摂津守・黒田甲斐守罷退候て都ゟ夫者差越候、右之使者静謐之通見及候間、聊偽不申上候事、

一、爰許承候ゟ相替儀、無御座候体ニて候間、被成御気遣間敷候事、

一、私在陣安辺郡ゟ都迄、寒天之時分ハ、十日路程御座候、然間通路しか〳〵と無御座候ニ付而、於都下々雑説

を申いたし、種々取沙汰仕候由及承、都在陣之衆へ拙者在国無相替儀候由、度々申入候へ共、いつれも国なミたるへき処ニ、拙者申分いつわりの様ニ被存候へ共、右之使見及申ニ付て、いつわりなき通、相はれ候事、一、加賀守もの・私もの共、去十月今度罷出候迄、大雪ニて御座候故、下々雪やけ仕候条、今少致養生、各申談、此辺相働様子、追而可申上候、以此等之趣、可然様ニ御披露所仰候、恐々謹言、

三月廿日

長束大蔵太輔殿

木下半介殿[27]

このように、ことごとに清正は咸鏡道支配の成功を強調している。しかしながら、各道に分遣された諸将は相応に苦戦し辛酸をなめたわけでおり、容易には信じてもらえなかった様である。これは合戦を現地で指導する宇喜多秀家（宰相殿）や三奉行と呼ばれる面々（石田三成・増田長盛・大谷吉継）にあっても同様であった。

諸将に理解されない清正は周辺に対するわだかまりを強めていったものと推察されるが、そうした心理状況だからこそ、逆に秀吉周辺に対する詳細な注進となって顕れるのであろう。しばしば述べてきたように、栄達と失脚は紙一重の関係であり、自らの身上転落を防ぐには、秀吉に「真実」を伝え続ける他なかったのである。

清正の咸鏡道経略成功の雄弁な証しはなんと言っても、臨海君・順和君という朝鮮の王子を二人も確保したということである。漢城にもどった清正はこの両王子を名護屋城に連行し、自らの手で秀吉へ引渡すことを望んでいたようである。四月十四日付で、清正は秀吉に近侍する奉行衆に書状を送る。

一、王子兄弟其外官人共、至尓都召連、丈夫ニ番等申付、召置候、

一、去二月廿九日・同十八日御一書之　御朱印、卯月八日至尓都、謹而致頂戴候、

一、船之儀、至名護屋可差渡之旨、得其意奉存候、乍去自最前御奉行衆、被相改被差渡候由承及候、只今相残舟

堅相改可相渡之旨申付候、

一、此表之様子、従備前宰相殿可被　仰上候条、不申上候、

一、去二月晦日、至都致着陣候、其節都ゟ五日路程、釜山海之間ニ峠御座候、つたいの城被相抱候衆無之由、各被申候ニ付而、拙者令佐々平左衞門ニ鍋島人数相加、召置候、

一、両王子之儀、頓而至名護屋差渡可申候、

一、相良宮内太輔事、私一手ニ都在陣仕候、爰許相替儀無御座候条、此等之趣可然様御披露所仰候、恐々謹言、

卯月十四日

長束大蔵太輔殿

木下半助殿[28]

ここで、清正が二件の秀吉朱印状を受け取ったことが、回答されている。このうち、二月廿九日付のものは承知されないが、一方の二月十八日付の清正充て秀吉朱印状については確認されるので、つぎに見ておこう。

其国之儀、以一書備前宰相かたへ被仰遣候之間、得其意、各相談、無越度之様可仕候、自此方御人数被相越、赤国・白国一篇可被仰付候条、先手丈夫ニ被仰付候ハてハ無御心元思食ニ付而、条々以一書被仰遣候、然者兵粮之儀、釜山浦へ被相著、手くりニ被仰付、各へ可被下候間、可成其意候、次向々船之事堅相改、一艘も不残、奉行相副名護屋へ可指越候、御人数・兵粮被遣候事、船無之候へハ、不成候条、無由断可申付候也、

二月十八日　（豊臣秀吉朱印）

加藤主計頭とのへ[29]

このように、秀吉は全羅道（赤国）と慶尚道（白国）の完全制圧を目論み、新たな軍勢の増派、兵粮の廻漕をすすめようとしており、諸将に対して領国の廻船を糾合するように命じた。秀吉の軍令を忠実に遵守すめため、清正

は同じ四月十四日付で家臣充ての書状を発する。

尚以、両王子頓而至名護屋可差渡候、然者名護屋倉所之普請丈夫ニ申付、王子召置候様ニ掃地已下をも入念可申付候、

次、玉薬之儀何ほと合候哉、由断かましく候、てつほう之事かまかちにて相集、早々はらせ申へく候、てつほうの者一人つつも可抱置候、国中昔之古奉公人、悉かりいたしてつほう五百丁・千丁ニても早々可差渡候、惣別自此方申遣候事共、いかやうの儀にても由断申ましく候、程遠候へハ一年・二年之内にも届かぬる事候、若由断之儀於有之者、命なからへ帰朝之者可令成敗候間、可得其意候、自然帰陣之風説など候とて申越物之儀、由断あるましく候、帰朝候てミちにて参着候とてもくるしからす候、次国之舟子之儀、安田善介口上ニ申遣候、船子差越所々田地あれ候てもくるしからす候、政屋分の者共人質をとり候て、其ものニ上のりをさせ候て可差越候、高瀬・河尻の舟かたかしら付を仕、不残可差越候、高瀬・河尻にても年寄かましきもの人質をとり候て、其ものニ上のりさせ候て差越候、佐敷・田のうら之船子多可有之候間、よく〳〵相改、不残可差渡候、右のことく政屋共人質をとり上のりをさせ可差越候、何も書中には懇不得書候間、善介口上ニ申遣候、善介申分岳面ニ無之候て、令由断候者可為曲事候、善介申次第キと可申付候、以上

急度安田善介差遣候、

一、其許新船・古船悉相改、家中の者迄を不如在様ニ堅申付、兵粮四五千石ほと大豆なども取あてかい賃船なとも、何にても片時も急、至釜山浦可相越事、為其善介を差遣候間、不可有由断事、

一、都辺兵粮不相続付て釜山海への中途迄引取在陣可仕之旨、被　仰出候由候間、然時ハ兵粮相越候事、専一候条、如此候事、

一、虎熊可相越之旨申遣候間、人数など不相集事候哉、いつれの一左右も無之候、若相抱候者共遣銭以下をも不引替故かと相心得候、萬令由断故此方にても事を□善介を差遣候、少も由断にて於不合期者、可為曲言事、
一、名護屋ニ又左衛門尉在之而、御前向之儀、萬事□之可申越事、肝要候處、去年已来不通之所沙汰限候事、
一、其地耕地已下之儀、入念可申付事専用候、城中・町中何も番等之儀無油断可申付事、肝要候、猶安田善介可申候、謹言

卯月十四日　　清正（花押）

加藤喜左衛門尉殿
下川又左衛門尉殿[30]

しかし、その後も戦局に大きな動きはなく、膠着した戦線によって漢城の維持は日本側にとっても次第に負担になっていく。一方の明軍内部にも厭戦的な気分が拡がっていき、双方で講和の可能性を探る動きが生じる。結果的に、明の使節が日本に派遣されることになる。しかし、その使節なるものは明国の正式の使節ではなかった。その正体は宋応昌幕下の参将謝用梓と遊撃徐一貫という者たちであり、いわばでっちあげの偽物である。明軍は明軍として、みずからの国家的体面を傷つけることなく日本国内を探情する目的を持たせつつ、彼ら偽りの使節を日本側の陣営に投じたのである。四月十七日偽りの勅使二名を受け入れた日本勢は漢城からの撤退を開始する。もとより、朝鮮の両王子をともなった清正の軍勢も同様である。ところが、清正は尚州に至ったところで「掌中の珠」ともいうべき朝鮮王子両名の身柄を伊達政宗に委ねることとなる。その際、清正が政宗に充てた書状をみておこう。

尚以、去年者遠路御使札、誠御懇切之段、忝次第共候、其後以書状申入事も無之、背本意存候、以上、
態申入候、仍当都兵粮於無之者、可引取之旨、被成下　御朱印付而、各打入申事候、然処、九州之者共ハ、釜山海之中途、古都と申所ニ居陣仕候、王子兄弟并諸官人、中途ニ召置候て如何と存、差上申候、拙者召連雖可

罷上候、右之陣所、只今之先手にて候故、為各可相残之旨候之間、其分ニ候、爰許相替儀無之候条、可御心安候、誠去年以来切々可申入処、珍敷儀無之付て、不能其儀候、尚追而可申入候、恐惶謹言、

卯月廿八日　　清正（花押）

羽柴土崎（大崎）侍従殿

人々御中[31]

このように、漢城撤退ののちも清正は自らの手で朝鮮の両王子を名護屋に護送するつもりであったが、秀吉の指示によって九州の諸大名は尚州に留まる事を命じられた。この尚州付近が最前線となる可能性が高いと観測されていたのである。こうした理由から、清正は伊達政宗に王子らの身柄を委ねることとなる。後述のように、秀吉の周辺では王子らの身柄返還に決しているようだが、そうした意向は清正に届いておらず、清正は最後まで王子の名護屋送致にこだわっていた。政宗に書状を発したその同日付で清正は名護屋に居た山中長俊にも次のような書状を発している。

以上、

態申入候、仍　王子兄弟并諸官人差上ニ付而、以使札申入候、

一、此表被成下　御朱印付而、各令相談、都引取、釜山浦之中途、古都と申所御座候、彼辺ニ居陣仕候事、

一、王子召連可罷上処、右之在陣之所、只今の先手ニ候故、為各可相残存候間、先同名右馬允・窪田藤兵衛・美濃部喜八郎両三人、相副差上候、可然様ニ御取成奉頼候事、

一、爰許働之儀、浅弾（浅野長吉）へ可申談覚悟候、釜山浦へ御入候故、未能面談候、万使者口上ニ申含候間、此辺之様子具可申入候事、

一、去年以来珍儀も無之付而、御注進をも不申上候、拙者事共取々風説、又ハ御注進をも都衆より被申上候由承

候、併何事も偽を於言上者、尚以拙者仕合ニ可罷成かと存候、乍去よき事ハ御耳ニたち申ましきと存、御前向無御心元存候事、

一、此比ハ唐人つよく成候やうニ承候、其子細ハ日本人長陣ニ退屈仕候故かと存候、猶相替儀候者、追々可申入候、これニ候へハ無別条候之間、可御心安候、恐々謹言、

卯月廿八日　　清正（花押）

山橋内様

人々御中[32]

伊達政宗に発したものとほぼ同内容であるが、この文書からは朝鮮の王子・大官に付せられた清正家臣の名も判明する。いうまでもなく加藤正方（右馬允）らには王子らを拝謁させ、そこに至る間の清正の軍功を秀吉本人に直接披瀝するという役割が期待されていたのであろう。また、最後の箇条で、日本勢が長陣に疲れてしまったことが敵を勢い付かせた要因ではないか、としている点は興味深い。

ところが、その後朝鮮王子の一行は密陽を経て釜山の近郊に至るものの、結局は日本に護送されることなく朝鮮側へ返還される。既述の様に、秀吉としてかなり早くから王子らの身柄を返還する方向で動いており[33]、五月中にはこうした報せが朝鮮に伝わったと考えられる。

明の「勅使」が漢城の小西陣に入ったという注進状は、文禄二年（一五九三）四月末、名護屋にもたらされた。「勅使」のでっちあげと日本への派遣は敵情（日本側の情況）の視察と講和の可能性をさぐるための措置であったが、秀吉とその周辺はこれを降伏の使節と読み替えていく。こうした流れのなかで、秀吉は五月朔日付で多くの軍令を発し、同時に在朝鮮の諸将に長陣をねぎらう朱印状を与えている。これらは、あくまで秀吉の意識下で「大明より御詫言申上」を前提とした措置であり、そうした意味で文禄二年五月朔日は、この戦争のなかでも非常に大き

なターニングポイントとなっていく。秀吉は、この五月朔日付で、豊後の大友義統と島津一門の島津忠辰、および肥前の波多親（名乗りは信時とも）らを改易処分とする。明のほうから「御詫言」を申し出てきたというレトリックによりつつも、当初の派兵目的であった「征明」が果たせなかったことの意味は大きい。政権としては、どこかにその責めを負わせる必要があったのであろう。清正も改易された大友吉統の子息（塩法師、のちの宗五郎義乗）を預かることになるが、領国が豊後とは境を接していることから、牢人となった大友旧臣やその妻子にも種々便宜を図るように国許にも命じている。写とみなされるものではあるが、つぎにそうした経緯を家臣に伝える清正発給書状をみてみよう。

尚以、様子片岡兵次申遣候間、可得其意候、又舟ニ荷物積ミ候而こし候時、一艘ニて、いかやうの物をつミ候と、さしかミを仕て、可越候、去年越候舟共ニさしかみ無之候間、此方ニて改候事不成候由、可得其意候、去年今舟ニ積候分、算用目録仕候て、いそき可差越候、此方ニ而舟頭共の手前ニ可相改候、いつれの舟ニ何ほとつミ候と、一艘〳〵のを、舟頭の名まえを書付可差越候、其地ニ有之、かち五人・大工廿人・大鋸十丁・くろかね五百貫目成共、千貫目成共相調、右之分差急可越候、堂田貫・木下・いくら（伊倉）ニ、いつもうたせ候ことく、一人ニ百こしつゝうたせ候て、其方ニてあめさやニさせ、可差越候、白かねや子ものへ、如形仕候もの一人こし申へく候、いつニて□□職人差越候ハ、、道具以下丈夫持来候やうニ可申付候、此方ニ居候職人共道具なく候而ハ、やくニたたす候、うるし二三貫目ほと相調候而、可差越候、此方ニもうるし候得共、あしく候而、やくにたゝす候間、よきうるしをこし候へく候、菜たねを百姓へあてられ、取あつめ五斗成共・壱石成共いそき差越候、

態片岡兵次差遣候、仍豊後大友殿身上相果候付而、子息塩法師事、某ニ被成御預候、就夫彼家来之者、妻子之儀領内ニ可置旨候、阿蘇郡之内さかなし・ゆの浦辺ニ二人・三人つゝ、まくはりにて置可申候、様子具ニ

兵次申含候事、

一、歴々之者共の妻子ニて候間、此書立之もの、一在所ニ一人・二人つゝ置、其つき〳〵のもの共、同前ニ置可申候事、

一、於阿蘇郡、彼妻子とも雑穀以下堪忍不成ものそれ〳〵にしたかい、かし可申候、又其村々の下人共、荒地なともとらせ、ふんをこし候やうに可申付候事、

一、阿蘇郡へ判形を遣候間、可成其意候、百姓等之儀者不及申、縦奉公人たりといふ共、還住可仕候旨遣候、其心得ニ而可召置候、村々の庄屋并老なしきもの共ハ、百姓なをり、荒地なと令開作事つね〳〵きらい候間、今以さやうニ而ハ可為曲事候旨、堅申聞、直候百姓ニ少もわさわひ不仕、ねんころ可仕之旨、誓紙をさせ無如在様ニ可申付候、其村・其郷の百姓之事ハ不及申、他所・他郷の者成共、よひよせ候而ありつき候様ニ可仕と、誓紙をさせ可申候事、

一、兵粮之儀、五千石・壱万石ニよらす、賃舟に而も成次第可差越候、たとひ此方ニ不入候も　公儀の□用ニ立申事候間、不苦候、兵粮之儀遅々候得者、此方及迷惑候間、并大豆も二千石・三千石ニよらす可差越候事、

一、味噌壱斗入の桶、二百も三百もこしらへ、家来之内をも、又隈本・高瀬・河尻、何も町中をも相改、味噌有次第二百桶も三百桶も可差渡候、則味噌のかわり□□大豆を可相渡候、いかほと越ニ而も、損ニハならす候間、得其意急可差越候、

一、塩之儀者、ミそ一（倍）者いも二さう者いも入事候間、得其意可差越候事、

一、よき畳、三十畳ほと可差越候事、

一、茶のゆのふろかま（風炉釜）、城ニ可有之候間、可差越候事、

一、養父長作具足、名護屋へ去年今来候て有之由候、又へんたう（返答）もなこやニ有之由候、何とて不差渡候哉、いつ

の用ニ可立と存延引候哉、さたのかきりニて候半、かくの儀ハ、最前善介ニ申遣候間、定而可為其分候、
一、去年、苧いつものことく、百姓前不取候哉、舟之者とも苧可請取と申候得共　一切無之由ニ而、不相渡之由候、千貫目・弐千貫目無之事ハあるましく候、若いつものことく不請取候者、代官共無沙汰ニて可有之候間、去年分ハ代官としてかハん可出候、惣別小成物之儀、不取納候者、代官共曲事候間、わきまへ候而、可上候事、
一、惣様、百姓共毎年未進仕、おちかゝりニ成候得者、くるしからさると相心得、令難渋体ニ候、去年分ハ一切無未進、麦ニても可取切候、若無沙汰の百姓於有之者、三在所も四在所も可令成敗候、其分も不申付、未進於有之者、代官の無沙汰ニ而可有之候間、代官を可令成敗候、御上米の分さへ無之由相聞へ、いかゝ之儀候哉、不審候、御上米をすまし候而も、米二万石・三万石よけい無之事ハ有間敷儀候、遠隔之事候間、何も代官共悪堂（党カ）を相構故と心得候、諸代官手前算用の目録キとあけ可申候、則目録のことく米・大豆何も以盛御請取候而、ひいき無之通、以盛分誓紙に而不被仰越候者、承引有之間敷候間、其心得尤ニ候、又両人も誓帋を以、可申候事、
一、いかにもよきくれニて、水おけ・きやうすい二とをりも三とをりも、こしらへそうろう而、可差越候、杉くれのよきニて、茶の水桶をも五荷・三荷ニよらす、ゆわせ候而、可差越候、
一、わんかく之儀、善介取揃差越候、外ニも二十人前・三十人前、可差越候事、
一、京都、市右衛門かたへ申のほせ、銀すなこの屏風五双も三双もあつらへ候而成共、又出来合のよきが候ハゝかい候ても、急可下之由申、なこやへ届させ候而、此方へ可差越候事、
一、堺へ申遣候鉄砲之儀、出来次第此方へ可差越候、玉薬之事も出来次第、急可差越候事、
一、鉄砲はなし、国者ニ而も、薩摩・何方の者成共、五百・千人よらす、相抱候而可差越候、つねの奉公人も

千・二千によらす、成次第相抱可差越候事、
一、御扱之儀やふれ候て、御陣可長引体ニ候者、虎熊可差越候、用意可有之候事、
一、城煩然候共無之由候、万事不自由候故、わつらひ候由、相聞候、いか様不自由ニ無之様ニ丈夫ニ申付候、外之不自由故わつらい然候共、無之様ニ候ハ、、両人可為曲言候事、
一、大友家来之者共、所々ニ有付、小屋かけをも仕度之由、申候ハ、、木竹をもきらせ、小屋かけ心安仕候様ニ可申付候事、
一、備後の鞆ゟ乗下候舟、片時も急可差越候事、
一、最前ゟ如申付候、舟共何程も無油断つくらせ可申候、此比作候舟少ミしかく候間、なかてもやう作候やうニ可申付候事、
一、のほり・具足并のほりさしつゝ、のほりさほ五十本成共百本成共、可差越候事
一、此表へ音信ニ人を差越候事、重而ハ為留守居者番おりニ、□一ヶ月に二度つゝ、とたミなく差越候様ニ可相定候、城ゟの用所并家中ゟ用共、又俄之急用以下それゝ番折りを仕可差越候、則此返事ニ番おりの帳可差越候、月々ニ無沙汰有之候ハ、、可為曲事候、賃舟ニ而もこし候得者、ひた（鋌）五百・壱貫ニて、唐・南蛮迄も参事候、少々儀いとひ候て、音信不通之体、沙汰之限候事、
一、よつそく之事、ちやうちん（提灯）らつそく（蠟燭カ）を一夜ニ五丁程ともし候程のを、千丁計被差越候、又油も二斗入も二三十樽可差越候、手しよく（燭）并しよくたい（燭台）隈本へ有次第、此方へ可差越候、□ハ京都へ申遣、十も十五もこしらへ可置候、自然俄ニ御成なと被成、作事も可有之候間、不事闕候様ニ、兼而こしらへ可置候事、
以上、廿三ケ条之通、片時も差急、取調可致候、当陣存之外、長引事も可有之候間、此方ゟ不申遣候共越候而よき物ニて可差越候、去年ニちかい候而、当年ハ爰許も萬事可為不自由候間、下々迄其様申聞、不可有油

断候、

五月廿九日　清正（花押影）

以上、かミ数、七まい

加藤喜左衛門殿

下川又左衛門殿[34]

前後の箇条に、大友の旧臣やその妻子に対し、手厚く遇するようにとの指示が見られる。ここから、この文書が文禄二年のものであることが判明するが、内容の大半は領国へのさまざまな注文となっている。兵粮・塩噌・大豆はもとより、刀剣・鉄砲をはじめ様々な武具の廻送を求めている。さらに、造船や買得などして船舶の充実をはかろうとしている点も注目される。また、鉄砲足軽（「鉄砲はなし（放し）」とあり）を広く求めており、その背景にはここまでの戦闘において数多くの損害をうけたことが想像される。そうかと思うと、屏風や良き畳、茶道具の数々などを求めており、興味深い。

さて、ここで清正は「御扱之儀やふれ候て、御陣可長引体ニ候者」と、和議が破れて戦さが長引くのではないかとの危惧を抱いている。茶道具なども、長陣にともなう無聊を慰める目的で、必要とされたのであろうか。それはともかく、漢城からの撤退あたりから、清正は戦の長期化を覚悟したものの如くであり、国許あるいは名護屋からの使送を月に二度と定式化させようとしている。

ところで、ここにいたる秀吉の対応はあくまで自軍の勝利を前提としたものであった。こうして、明の使節を名護屋に迎えつつ晋州城を攻略し、釜山・熊川付近に拠点を構築するという作戦が進められることになる。こうしたなか、晋州（牧司（もくそ））城の攻略は至上命題となる。宇喜多秀家が率いる日本の軍勢は昌原から咸安を経て、六月二十一日から晋州城を囲んで攻撃を開始、二十九日に晋州城は陥落する。この晋州城攻略戦で、清正麾下の飯田覚兵衛

や森本儀太夫などが一番乗りを果たすなど、肥後加藤勢も大きな軍功を挙げたようである。

四、西生浦城での在番

文禄二年六月二十九日の晋州城陥落をうけて、朝鮮では「御仕置きの城々」の普請が開始される。清正勢の場合は釜山の東に位置する西生浦での拠点構築とそこでの在番に入ったと考えられる。

慶尚南道西生浦には登り石垣で守られた城郭の遺構が今なお残っており、その偉容はまさに壮観である。しかしながら、西生浦における拠点構築も決して平坦な道のりではなかった。この年八月、清正は国許の留主居に対して、「日本より取寄候物之覚」とする全五十一箇条にも及ぶ長大な文書を送る。

日本ゟ取寄候物之覚

一、国紙上々弐百束遣了、其銀有次第□貫目成共、可差越候事、

一、伊倉・木下・同田貫、一月ニかたな十腰つゝうたせ候て、さやハ白さや、つの付すに此方へ可越候、もしきれす候ハヽ、代遣すましく候間、入念うち候へく候、出来次第早々、此便宜ニ可差越候、若きれす候ハヽ、代遣候共取返へく候、寸の比ハいつものことくたるへく候事、

一、先度申遣候、さや師・大が引・ぬし、諸職人之事、いかゝ候て、不差越候、さや師ハ其元ニて、ほうの木いかほとかいもとめ候て、もち可越候、并諸職人も其道具〳〵丈夫ニ用意候て、片時も急可差越候事、

一、何も代官として千石ニ付、鉄砲放五人充、其在所の者にても、又ハ他国之者なり共、相かゝへ候て、右之通似相ニ遣銭をも引かへ候て、当年中ニいそき可差越候、鉄砲たらす候ハヽ、家中之者共の宿々を改、かり候て持せ可差越候、其外百丁・二百丁不足事ハ、此方ニも可有之候、右之分一人も無相違可差越候、於由断ハ

可為曲事候、為其向後の心得として、清正せいしを遣候事、
一、横井かたより、のほりきぬ差越候由、百日以前ニ申越候、何之所ニ遅候哉、此方へハ未来候、いそきのほり百本こしらへ候て、可差越候、其外ハねりにて差越ても、くるしからす候事、
一、当冬春之間、くまもと・たかせ・河尻之町屋、一間ニゑんせう（焔硝）弐百目つゝやき候て可出候旨可申付候、但おもて口三間よりひろき所は、それニしたかい、右之外可申付候、是ハ只今此方へ取寄候物之内にてハ無之候、出来次第くすりニ合候て、其上にて相こすへき事、
一、隈本ニて、はり候鉄砲、去年・当年ニ何ほと出来候哉、此方へハ此度廿三丁ならてハ不来候、其外何程出来候や、有次第急々可差越候事、
一、其方より差越候萬の道具、并八木にても、何の舟ニ何ほとつミ候通、一ツ書を以、度々ニ不申越候事、曲事之至候事、
一、向後舟ニ八木つミ候共、舟子のふちかた（扶持方）、其方ニて渡切、此方へ相届候米、少も不遅様ニ可相渡候、舟子のふちかたも、其方ヲ何月の何日ニ出舟、其出舟より何月のいく日まて相渡候と、是も目録を以可申越候、其上を以、此方にてふちかた可相渡事、
一、ちん香上之を、はかた（博多）ニて十斤ほとかい候て、可差越候事、
一、むそくの侍・鉄砲之もの・小者共、いつれもはいとうをいたすへきため、帳を遣候、其上伝七与小吉を遣候事、
一、小者・鉄砲の者ハ、去年のはいとうわりほと可出候、むそくの侍（無足）共ハ、ふちかた一人ニ付て五石あて可遣候事、
一、右之鉄砲の者、取替之儀ハ、年々のざこく（雑穀）・大豆なとを代かへ、是にてさん用可仕候、其上ざこくをこと

〳〵く、金銀ニ成共、もめんニなり共、仕かへへく候、少も其まゝ、あいかゝへ置候ものハ、可為曲事候、
一、虎熊事、何とて各へ談合候て、不相渡候哉、其方せかれなとこし候ハて、いかゝとためらい、それゆへミな〳〵へ談合だてたるへく候、此方ニてハ一人も日々ニへり候事ハ候へ共、そい候事ハ無之、人ニことをかき候ところニ、いかゝの子細候哉之事、早々可相渡事、
一、虎熊ニ人、千よりすくなく、其上のほり道具見苦仕てこし候ハゝ、其方なと可為越度候間、可成其心得事、其上甚左衛門尉・与三左衛門尉如談合はし候之由候間、少も由断候ハゝ、可為成成敗候間、可成其意事、
一、仕合ニより二年こしニも通路無之所より申遣候事を、其方にて此表をはからい候て、萬由断仕候事、さたのかきりニ候間、向後於由断者、只今誓岳を遣通ニ候之間、其覚悟尤ニ候、たとい御無事ニなり、壱岐嶋よりもとし候ほとニも、萬事可仕事ニ候、何事も此方より御前むきの註進なとにても、我々申遣候事を、其方ニて爰元之事、我々心中各へさのミ談合無用たるへく候、其上爰元仕置之わたくし用ニ人をよひ、道具を取寄候事を、其方ニて、いんさやのはからいと中〳〵曲事、不及是非次第ニ候事、
一、ミのかミ（美濃紙）四五十束上之の、いかにも白キむらのなく候を、名護屋ニて、かい候て越可申候事、
一、□□ん、去年のことくに、五かういさせ候て可越候、いかにも可入念候事、
一、去年渡海已来、此比迄のさん用状を可相越候、少も由断あるましく候事、
一、くま（救磨）郡にても、又ハ我々領内ニても、大杉於有之ハ、はや舟一二艘作可申候間、きゝたて、少もいそき可仕立候、いかにも上手なる舟大工やとい候て可作候事、
一、はがたの大がま五ツ可越候、大舟ニ置候て、又在城之所にて、つかい候用にて候事、
一、舟のつなの用にて候間、此ほんのことく給人・代官所、何へも高百石ニ付、五十筋つゝ可申付候、此度差越へく候事、

一、何も、きり米方半分、百姓ニ出させ、今半分ハ其在所の者ニ、石ニ付て五升、ちんにてもたせへく候、但三里より外也、其ゟ内ならは、石ニ四升たるへく候、其旨ハたへ可申付候事、
一、此舟数ニ八木・大豆五千石ほとつミ候間、三分一大豆たるべく候、大舟ニつミ候時、とり候事ハ在々の舟ニ可申付候、八木つミ申事、ちゝ候て、舟おそく出し候ハゝ、可曲事候、
一、やふおやこニ二千石ほとの心あてにて候間、四ツ物成ニ心得候て、七八百石程可遣候、其内大豆三分一可相渡候事、
一、なんかう（南郷）の勝作代官分、代官分を安右衛門ニ可申付候、ひろはしに候て、難成候由申候間、右之分ニ候、未しんあと〳〵のはからいかたハ、勝作ものニ可申付候事、
一、松下久兵衛分代官、何之者ニ申付候や、いかゝ申遣候哉、失念候間、申遣事候、何も見合候て、下代先可申付候事、但甚七郎ニ可申付候哉、皆共次第ニ候事、
一、給人あきかきにて候て遣候間、よく念を入可申付候、納方無由断、あと〳〵の未進まて、とり可申候事、
一、角兵衛・藤蔵代官所、何之者成共、見計、下代可申付候、両人ハ慥成者をもたす、めいわくと申候間、さて申遣候、未進あと〳〵払方ハ、両人ものニ可申付候事、
一、可成程肝煎候て、人数二千・三千・五千まてのあいたハ、可才覚事肝要候、子細者とても人数又々入候ハてハ成間敷と見及候間、由断有間敷候事、
一、安右衛門方へ申、豊後のもの、鉄砲はなしにても、馬のりにても、其元にてめこの堪忍分遣候て、女子を預り候て成共、かゝへ候て、何ほと成共可越事、てからたるへき事、
一、人夫はしりたる所、かきたて遣候間、かわりを可申付候、はしりたる日にち、かきつけ遣候間、はしりたる時ゟかわり来候までの夫、夫銭取候て可上候事、

一、其方ニて、はいとうなと（配当等）出し候ハぬ已前ニ、此十七艘の舟、兵粮つミ候て可越候、十月以前ニせつかいまて着岸なく候へハ、下々かつゑ（餓え）候之間、可成其意候事

一、下々まかない仕舞候て越候ハヽ、其方舟申付候て、のせ可越候、并下々舟まかない不成者共のきかへ、萬之ことつて物多可有之候、其方奉行をそへ、書付にて来候者ニ渡候、其帳を此方へ両人判をすゑ候て、そへ可越候事、

一、人数の帳面ニ無足衆ニ可渡候、人足とことかき候共、人かすのこし候間敷候事、

一、山口与三右衛門尉家来之者知行、如書立可遣候、かちの侍（徒歩）ハ与三右衛門尉親はいとうわりの事ハ、おほへ可申候間、其方にて談合せしめ可遣候、残知行ニハ代官付候哉、甚七郎なと遣候ても、尤ニ候哉、おや・女子共ニ、其内よき所五百石ほと先預ケ可置候事、

一、もめんまく（木綿幕）十はしり、もよきニして、しろきわぬけ（輪貫）をまく一はいニつけ、其内ニききやう（桔梗）つけ申へく候事、

一、もめんぬのこ弐千、いそき在々へかけ候て成共、此米舟ニのせ候て可越、無出来候ハヽ、もめんときわたをそへ候て、五百・三百ほとハ可越候事、右之ことく申候へ共、其元にてまちの者共ニ、二三ツほとつゝ、あて候へく候、国中のひまさうなる物ニかけ候へく候、二千か三千も出来たるへく候事、

一、ゑ（荏）のあふら四・五斗、若なく候ハヽ、いを（魚カ）のあふらも不苦候事、

一、なんかう之内、篠介代官所、下代も然々無之候間、当納之儀、いかゝとうかゝい候間、安右衛門ニ可申付候、未進あとの払方ハ可為先代官候事、

一、虎熊こし候共、与三右衛門尉其方ニ置、しろの用かた可承之旨、可申付候事、

一、津田三四郎煩にて相果候間、女子尾張へ可送届候、いかにも念を入、慥成人を付て、親類共の状をとり候て、此方へ可相越候、路銭ニ八木百石・大豆五拾石、合百五十石、念を入、代かへて、慥ニ相渡可送届候事、

一、馬なめし十まい、牛なめし十まい、かい候て可相越候事、
一、佐敷の知行分ハ、四人之内へ当物成遣候、其外ニ六百五十石の分、其元にて坂井善左衛門尉方へ可相渡候、物成ハさ敷蔵入さうおしこミ候ての、さん用つめほとニ可相渡候事、
一、蔵入又ハあき地の分、こ村まて、めいさいニ仕候て、可相越事、
一、山鹿郡之内、しゝ木村一職ニ、見のへ喜八郎ニ遣候間、可相渡候事、
一、至来春、賃舟をかり候て、大豆五千石可差越候、此地大ツのそうはよく候間、可売候、代官〳〵ニ申付、当冬分其用意あるへき事、并なこやにても、大豆のねあいよく候ハヽ、つけ候て、うり候へく候事、
一、去々年の配当わりの帳、無之分ハ、其中の中ほとニ可遣候事、
一、舟頭配当之儀、あとより可申遣候間、先去年のことく、かしふんニ可申付候事、
一、舟子ハ国之くんやく人にて候間、かわらせ候ても可越候、左様ニ無之者ハ、冬用意いそかせ候て、少も出舟いそき可申事、

右、五十一ヶ条、急度可申付事肝要候、委細ハ伝七・小吉ニ申含候間、口上之趣承届、可得其意候、以上、

文禄二年
八月八日　　清正（花押）
加藤喜左衛門尉□
下川又左衛門□[35]

文中にみえる「せつかい」は西生浦の日本側呼称であるが、在番にむかう清正の軍勢も越冬用の兵粮にも事欠く状況であり、国許での配当に優先して朝鮮への兵粮補給を速やかにすすめるべく命じている。また、刀剣・鉄砲・旗幟などの武具類の調達にも細かな指示を与えている。

もとより、こうした物資のみならず、職人や兵員の補充も急がれた。職人については鞘師、大鋸引、塗師などの名が具体的にあがっている。いうまでもなく、大鋸引などは築城にともなう動員であろう。兵員については、鉄砲衆の増強に重点があった。これは、こののち城に籠もるための措置と考えられる。文書の中程にみえる「虎熊」は清正の嫡子であり、すでに前年から朝鮮へ渡海すべく指示を請けていた[36]。しかしながら、虎熊の渡海は思うように進まず、清正のいらだちが伝わってくる。

ところで、「日本より取寄候物之覚」と冒頭に記しつつ、後半の指示は大半が留守を続ける領国支配に関する内容となっている。そこには船舶にかかわる指示も多いが、領国の安定は在番継続の前提である。逃亡人夫（人夫はしりたる所…）への手当も指示されている。朝鮮の軍陣下における逃亡である可能性もあるが、ここでは一まず領国での逃亡と判断したい。いずれにしろ、清正の蔵入地はいうまでもなく、給人知に対しても詳細な指示を出しており、その分留守居の家老中に対しての不信感も感じることが出来よう。また、西生浦でも物資の売買が行われているようであり、相場がよいので大豆五千石を廻漕する様を国許に命じている[37]。

さて、個々に拠点（いわゆる「倭城」）を構築して、朝鮮半島での駐留を継続する諸勢に対し、武具・兵粮その他の必要物資を配備する奉行となったのは、増田長盛（右衛門尉）・早川長政（主馬首）・毛利重政（兵橘）らであった。このうち、増田長盛は閏九月頃日本に戻っているが、早川・毛利の両名はその後もしばらく朝鮮にのこっていた。彼らの帰還を差配したのは清正であり、その経緯は次の書状から明らかとなる。

以上

早川主馬首・毛利兵橘送候て、舟五艘差遣候、加子六十三人にて候、霜月晦日迄之扶持かた、此方にて出し候間、可得其意候、次早便宜ニゑんせう（焰硝）・いわう（硫黄）調可越候、其内いわう急候て、年内ニ参著候様ニ可越候、上様ゑんせうハ被下候へ共、いわう無之候て、あわせ候事不成候、其方にて飯銅あわせ候薬、そさうニてあしく

候、おそく候事ハくるしからす候間、入念いかにもこまかに仕候へと可申付候、此方にてあわせ候か、よく候間、ゑんせう・いわう成次第可差越候、謹言、

十一月三日　　清正（花押）

加藤喜左衛門尉殿
下川又左衛門尉殿[38]

文書の後半で、清正は焔硝や硫黄を速やかに送るように厳命しており、拠点による防備体制をかたちつくる上で、火薬の補給が非常に重要だったことがわかる。

さて、清正がしばしば詳細な指示を発して物品の督促を行ったにも関わらず、兵站諸物資の廻漕は必ずしも順調には進んでいない。つぎに改年後、文禄三年に比定される、二月二日付の清正書状をみていこう。

尚以、此書状、加藤与左衛門尉船頭小兵衛と申者ニ遣候、

乍便宜、申遣候、

一、紺屋此地ニ無之候て、事闕候間、隈本町の紺屋一人、高瀬にて壱人可差越候、あい其外染道具以下、手つまり不仕程用意させ候て、可越候事、

一、ふの（海藻）り此方ニなく候間、可越候、然者五六百坪ぬり候程入候間、其方にてしやくハんニ相尋候て、調可越事、

一、ゑん（焔硝）せう并玉薬之事、去々年已来度々申遣候へ共、於尓今ゑんせう・薬五百斤共不差越候、いかゝ之儀候哉、由断沙汰之限候、最前申遣候ことく、此方にて薬をあわせ候間、此書状参着次第、せめてゑんせう五六千斤程、去年如申遣候、やわうを取あわせ、キと可差越候、なまりも其相当程可越候、玉薬之儀、手前雖不入候、放すて候ニも、五百斤・千斤ハ一日ニも入体ニ候間、得其意、無由断可調越候事、

一、去年、伝七・小吉遣候時、一書にて申遣候物共、半分も不調越候、誓帋を相副遣候処、如此之如在事、無分別候、只今不及申遣候へ共、重而曲事ニ行候時之為候間、可得其意候事、

一、其方ゟ舟ニ積候米・大豆之送状、両人下代之由にて、判候て差越候、遠路大事之米・大豆荷物積越候ニ、其者之面をさへ不見知者ニ判をさせ越候事、沙汰之限之儀候、向後はなかミ（鼻紙）一折差越候ニも、両人直之送状にて、不差越候者可為曲事候、此中之送状ニハ俵数迄にて、升目之員数も無之候、舟頭の手前ゟいかやうニ此方請取候ハんも不知様ニ候、両人之儀ハ此方ゟ申遣儀、めいさいニ仕まてニ懸候ハて、いかやうの儀ニ隙入候て、此方ゟ申遣候用をも不相調、又此方へこし候物之改をも不仕事、何たる用所候て之儀候哉、此返事ニ一々一書之通、可申越候、何も書中跡書有之事候間、キと返事不申越候ハヽ、可為曲事候、

一、去年、四郎兵衛遣候、改之儀、如何申付候哉、由断有ましく候、次代官前さん（算用）用之目録差越候、五三日中ニ其様子可申遣候、聞及候ニ下代なと、よハきもの共ニ、理不尽ニ引おい有之様ニ、申掠之由候、沙汰之限候、其段能々可相改候事、

一、五三日中ニ此方之船共可越候間、成其意、米・大ツ舟端へ可出置候、舟ニ米・大豆積候ニ能々可入念候、米・大ツ請取積候時、利屈かましき舟頭於有之者、此方へ不及申越、可令成敗候、其子細ハ去年以来積越候米・大ツ其外荷物共、舟頭手前ニ未済成事候へ共、右ニ如申、其方ゟの渡様むさとしたる体ニ候間、可改様無之候間、不遂糺明候事候、向後ハ可入念候、舟頭ニ米・大ツ渡候時、代官理不尽之族、於有之者、此方にて相尋、其代官を可令成敗候、代官有様ニ渡候を、舟頭何かと申候者、其舟頭を可令成敗候、此方ゟも舟共ニ奉行を付可遣候、此方ゟの奉行不付、其地有之舟ニハ、其方ゟも慥奉行を付て可差越候、縦奉行をハ付候共、米・大ツ之俵数升目をハ舟頭ニ渡切、可差越候、彼奉行ハ路次中、無由断様ニと申事候、

一、最前差越候うるし悪候、町のぬしニ見せ候て、念を入、よきうるしを相調可越候、則うるしの入物ニぬしニ

ふうを付させ候て、可差越候事、
何も此方ゟ申遣候用之儀、又ハ留守中萬端不可有由断候、謹言、
二月二日　　清正（花押）
中川重臨斎
加藤喜左衛門尉殿
下川又左衛門尉殿(39)

国許からの紺屋の派遣や漆・ふのりを調達から始まる、これも長文の書状であるが、やはり「去年、伝七・小吉遣候時、一書にて申遣候物共、半分も不調越候」という件が注目される。さきにみた文禄二年八月八日付の清正書状が書止めに「委細ハ伝七・小吉ニ申含候間、口上之趣承届、可得其意候」とあることから、「去年、伝七・小吉遣候時」の「一書」がこれに該当することはいうまでもない。清正はそこでさまざまな軍需物資等の調達・廻漕を国許に命じていたが、実際に西生浦の清正のもとに届けられたのは、その半分にも満たなかったのである。前年十一月三日付の書状にもあったが、鉄砲の火薬ないしその原料となる焔硝・硫黄などについても、著しく不足していた如くであり、かなり深刻な状態になったことがうかがえる。鼻紙一折にも送状を付ける様にと、国計の留守居に対する不信感はいやが上にも募っていく。米や大豆などの廻漕にも、かなり強圧的な言い方をしており、ここからも背景には兵站物資輸送の不調を想定せざるを得ない。

これから程なくして、焔硝や硫黄は西生浦に届いたようであるが、清正は城内の兵粮事情については懸念があったのであろう。曽根平兵衛・渡辺次郎右衛門尉といった家臣を奉行として廻船を肥後に下し、米の廻漕を命じることになる。

尚以、雑穀之儀者、大豆弐万石之通、残置其外之儀者、上等方々にて可売払候、代之儀者、両三人能候遂

談合可相定候、已上

追而申遣候、上々沈香弐十斤ほとかい候てこし候べく候、薬之用にて候、おほき内にてもよき所ハすくなく候間、入念候て、かハせ可越候、はやきひんきに可差越候、已上

又申遣候、今度四郎兵衛儀、帰朝之節つねづね口をきき候ほとの乗様にて候と惣中沙汰候事、是ハ惣中之申様尤ニ候、此方へ罷越候時ハ能々念を入可乗渡候、以上、

態申遣候、只今舟大小廿艘指戻候、此内小舟十艘にハ大豆、大舟十艘にハ八米積渡候へく候、則為奉行曾祢平兵衛・渡邊次右衛門尉差遣候、八木大ツ升数者、其船頭ニ可相渡候、奉行之儀者船頭共於途中無由断様にとの事候、片時も差急可積渡候、其許ニ廿日共日数行候者、可為曲事候、随而旧冬伝七・小吉渡海候以後、度々積渡候舟の荷物之日記書遣候、可得其意候事、

一、なまり一切不来候、去年一ど来候まゝにて候、くすりニ相応ほとなまりもこし候へく候、

一、ゑんせう・ゆわうハ参着候事

一、二丁かけの鉄炮、壱丁・其町の鍛冶ニ能々可成ほと、念を入はらせこし候へく候、但、臺ハくりだい見ぐるしく候共、だいじりすこしミじかく可申付候、并ニいかたすこしもひずミ候ハぬ様ニ祢んを入、こしらへ可添越候、榎並屋方へもあつらへ遣候、其筒と見あわせ能候者以後はらせ候ハんためにて候、上なりハ角筒長さハ五尺ニはらせ候べく候、かな具ニこのミ在之儀者、平兵衛ニ口上ニ申含候事、

一、其許耕作等之儀、能々可入念儀、専一候事、

一、九鬼四郎兵衛儀ニ申遣候様子相調候哉、難風ニ付おそく参着候由候間、今以隙明ましきと推量候事、

一、四郎兵衛事由断ハ有ましく候へ共、片時も差急渡海候へと可申付事、

一、日本之沙汰者志かす候、爰許之体者聞及候者、又ハ風説なども長引候ハんと相聞候間、萬無由断申遣候儀共

丈夫ニ可相調候事、
一、度々申遣候条只今申遣に不及候へ共、上方公儀万事をかき候ハぬ様ニ、米穀儀も丈夫ニ可差上候事、
一、申遣候儀共万事無由断相調、片時も早々可差越事専用候、尚自是可申遣候、謹言

二月廿一日　　清正（花押影）

中川重臨斎
加藤喜左衛門尉殿
下川又左衛門尉殿(40)

また、この文書では国許の支配に関わる指示のほか、上方における奉公にも万全を期すべく、一定量の米・大豆の上方廻漕についても告げられている。当時、すでに秀吉は上方へ戻っており、ここでの忠節も重要な勤めとなっていた。

このように、清正は朝鮮での在番に腐心するばかりでなく、肥後加藤家の当主として秀吉への忠勤を励むべく留守居の家老中に対して、細々と命じていく必要まであった。ここでも、再三に亘って長文の事細かな書状をみてきたが、国許が清正の指示通りに動いていたわけでは決してない。何箇条にも及ぶ命令は、そのまま清正のジレンマのあらわれとみなくてはならない。

（前略）
一、去年之算用状、何とて今度四郎兵ニ不相越候哉、沙汰限候、皆々私曲をかまへ候共、後々あらわれ候ハて、不叶事候、去年誓紙を遣候事ハ、如此ニ物こと由断仕候、無沙汰故ニ　公儀今御用をも被仰付時の誓紙之様ニ、皆々お□□□可有之候、為私、誓紙を□(出力)たる事無之処、右之仕合儀者、縦無沙汰無之候共、少々ハ蒙御罰候ハて不叶事候、□□□□如此令無沙汰候間、頓而可蒙天罰と相心得候、左様ニ無之候共、長々の在陣

ニゆ□□と有之、せめてかやう之儀をかへり見、諸事情を入候ハん処、令無沙汰事、誠□是非儀候、かやうニ萬之儀、令由断、機をつかハせ、腹をたゝせ候事ハ、我々いきて居候者、忘候ましく候、われ〳〵もし相果候ハゝ、可隙明候事、

一、阿そ南郷立毛之検地を申付候由候、小国をも右同前ニ申付、吉左衛門分ハ何ほと立毛付候共、其通ニ可相渡候、又台所入之儀、帳をよく〳〵相かため、吉左衛門代官ニ相渡、如年々可相納候事、

一、諸給人の百姓夫役、物成ニ応じ相定候条、若荒地なと又ハ所務きわ免相、彼是ニ無沙汰之族於有之者、荒地ニやく儀を可申付候条、得其意、諸百姓ニ此旨堅可申付事、肝要候事、

一、給人かたの知行、相改見及ニ付ても、皆々代官を申付候、知行かた無沙汰之故か、又ハ令私曲ゆへか、いつれの道にも可然儀にてハ無之候、為届如此候間、諸代官ニも申聞、皆々も得其意、尤候事、

一、舟かた共、配当何ほとゝ相究遣事候、算用状共不出来候へハ、旧冬より今迄つミこし候頃合無之候間、其算用状来次第、あとよりきわめ可遣事、

一、去年配当を出候ニ付て、去年配当の書付ニ無之候へ共、少つゝ人数ニ応し候て、相渡候由尤候、雖然、左様の書付ハ何とて不相越候哉、口上迄にてハ此方より越計候、万是ニかきらす不念ニ候間、以後ハ少之事をも書付候て申越、其方ニもとめ書をよく〳〵仕候て、可置候事、

一、爰許御扱之体も、今日迄ハ何共不相届候、然上ハ兵粮・玉薬・冬用意、又ハ越年之用意、やかて跡より可申遣候条、兵粮なとハたとへなく、山付ハ皆海はたへ可出置候事、

一、去年如申遣候、当年蘆花綿・麦、万にて未進かた可相納事、

一、度々申遣候大豆・雑穀之儀ハ、こと〳〵く金銀ニ代替可申候、いつれも手前ニ可拘置者、可為曲事候、諸代官皆共払かた、万の申付やうを手本ニ仕候て、無沙汰仕候由候、是ハ諸代官の仕やう尤ニ候、何時も諸代官

令無沙汰候共、皆共の可為無沙汰候、諸代官の無沙汰にて可有之間敷候条、得其意、諸事不可有由断候事、

一、松下久兵衛知行かた、物成改之儀ハ、何とて惣並ニ改候ハて、念を入だてなる帳の差越やうハ、誰哉のもの分別にて候哉、沙汰之限の仕立ニ候、左様ニ事おかしき仕やうハ、重而も対清正候てハ無用にて候、向後かやう之儀仕候ニをひてハ、手前の曲事ニ可成候間、可得其意候、去年分の物成迄にて、役儀可申付様無之候間、先申分ニ役儀申付候、然間知行所をも不相究候、併人足なとつかい候ためにて候間、米野村一職ニ可相渡候、知行の高壱・二百石多候へ共、それハかさねて之儀ニ候間、先其通可相渡候、岩野村と詫摩ニ有之知行代官を可申付候、荒地事外有之様ニ相見候、悉開候様ニ可申付候事、

一、向後侍ニても、下人にても、か、へ候共、世上せはきものハ無用にて候、今過分の物をとらせしめ置、自然俄令帰朝、上方御軍役の用ニも不立候へ者不入事候、惣別此地人多候間、馬乗類のものハむさとめし置候事、無用ニて候、但重宝ニもなるへきもの、慥成者にてさへ候ハ、、何程も可相拘候事、

一、梶原七大夫儀、さま〳〵不相届仕立、なにかの儀をもむさと仕なし候間、一類までも可加成敗と思置候へ共、無途方死と申なからね果所にて相果もの候之儀候間、先せかれニ一着の間、右父ニ預ヶ置候舟共之儀、為可申付、此度上乗として差遣候、知行かた之儀ハ、せかれにて候間、よく〳〵見及かさねて似相ニ可遣候、併彼家来のもの、内、慥成もの代官ニ付置、指引之儀ハ重臨可申付候事、

一、くろかね三月以前ニ差越候分ハ、物の数ニも不足候、爰許はたと事をかき候間、千斤も二千斤も急相調可越候事、くろかねニよく〳〵念を入、可相調事、

一、あふら四・五石ほと、しほらせ候て可越候、此便宜にて無之候共、追々可越候、樽ニ念を入候ハて、道にてへり候間、其心得候へく候事、

一、国紙四・五百束可差越候、爰許白かべなにかの用にて候、三四郎知行の者かミをすき候間、彼在所やくをもゆるし、かミをすかせ申へく候、つかい紙并物かきかミの用にて、美濃かミのことく、本を遣すかせ可申候、惣別諸給人の知行かた出来物有之所可相改候事、

一、はかた此方ニ久々居候間、もとし候、則切手を遣候間、此通可相渡候、

一、玉薬之事、無由断可差越候、なまり・えんせう（焔硝）、先度申遣候ことく可調越候、然者えんせう千斤差越候ハ、、なまり二千斤、えんせうの一はいつ、可差越候、最前こし候ゆわう（硫黄）、あしく候て、やくニたゝす候、よく〳〵念を入、可然ゆわう調可越候、えんせう越候ニ応じ、最前目録を遣候ことく、ゆわう相添可越候事、

一、かミかたニ人を付置、甚四郎・市右衛門、御前衆へ立入、様子聞届可申越之旨、申のほすへく候、自余の所をハ無沙汰ニならさるほとニ仕、先弾正殿（浅野長吉）への儀専ニ可仕候、人をのほせ候時ハ、喜左衛門・又左衛門かたよりも弾正殿へ御音信申候て尤候、又久左衛門ニ名護屋の様子、上方より到来聞届、可申越候旨可申付候、久左衛門かたよりも上方へ飛脚をのほせ、様子可申越候事、

一、相良領内にて帆はしらもらい候、則相良方より折紙を取候て、遣候間、助兵衛申談、可請取候、彼領内より出候所之儀者、此方より申遣事候、それより舟端迄ハ、芦北郡の百姓ニ申付、いたさせ可申候事、

一、舟子きり米之事、上方之もの之内、上ノ舟子ニハ拾二石つゝ、中ノ舟子ニハ拾石、下ニハ七石・八石之間たるへき事、

一、九州にてふち人の分ニハ、上ニ拾石、中ニ八石、下ニ五石・六石たるへき事、

一、舟頭分ニハ、三百石積より上の舟頭ニハ、上ニ参十石、中ニ弐拾石、下ニ拾五石たるへき事、

一、弐百五拾石より下を積候舟の舟頭の分ニハ、上ニ拾五石、其下ハ可為見計事、

一、舟ノ者共、爰許にて引おい仕候、則目録を遣候間、右之配当之内を以、五和利付之利分を加可引候事、

一、舟子ふち人多候ても不入事候間、此くれよりハふち人の分へらし候ハんと思候、内々其心得候て、国中の浜辺かさねて相触可召出候、舟かた出置候ニ付て、田畠なとあらし候様ニ候ハ、、在所へ其造作をまかなハせ可申候、田畠をも無沙汰仕間敷之由候ハ、、かさねていたし候舟かたの造作、此方より可申付候、今迄のふち人へらしやう、舟々ニふち人残やう、助兵へニ申付候間、可得其意候事、

一、諸代官有米の付を仕候て可越候、其付到来次第、請取候もの可遣候、去々年の分の算用状、藤兵へニ差越、則相届候、去年分の算用状不来候へハ、改ニ遣候事も不成候間、急可差越候、但去年分の算用状、何比まても差越候をもしらす候へ共、如此候、算用状さへ来候ハ、、只今も改候もの可遣候へ共、算用状不来候間、不及是非候、先相待候、

一、大工作次弟子、病者ニ成候間もとし候、長々此方ニ居候間、切手を遣候条、如此可相渡候事、

一、三田村勝蔵配当割の帳ニ無之ニ付て、人数ニ応じ少々配当相渡之由候、其分にてハ堪忍難成候間、只今切手を遣候、如此切手可相渡候、其上誰も肝煎候て、とらせ候もの有之間敷候間、可然様ニ馳走候て可遣候事、

一、豊後ニ在国之衆へ書状遣候間、留守居者之内誰にても申付可遣候、中川小兵衛（中川秀成）方へも書状遣候、同年寄共のかたへも遣候、是又可相届候、然者小兵へ其方よりも似相候御用承候様ニ、乍自由以使札申入候由、書状調可遣候、平右衛門尉・助兵へかたへも、右之通書状調遣候者也、

「自筆、此三ツのきりかミ共、只今納所させ候ハん事候へ共、先其方ニあつかり可置候、為其申候、但此方へたつね候におよはす、此くれの物成ニて、とりおさめ可申候、以上」

一、番具足之儀、はや介ニ申付、いかにも念をかたく候様ニさせ候へと、去々年より申遣候、其通申付候哉、出来次第此地へ可越候、尚無由断様ニ可申付候、又かミへも番具之儀申のほせ、過分ニあつらへ候と申遣候、いかゝ候哉、有無之返事無之候、番具足取あつめ、二百両の分、きと可差越候事、

一、我々着具足、京都より二両之分、甲共ニかミより下候由申越候、去年一両此地へ越候、残一両之儀ハ誰ニきせ候ハんとて残置候哉、去年已来度々申遣候へ共、何共返事無之候、沙汰之限候、早々可差越候事、

一、横地彦左衛門尉女房相果候由、残子共取あつめもなるましく候、女房を留守居ニもいつれの道ニも頼居候由候、誠無途方体ニ候、又此比ハぬしも散々相煩候、為養生旁以差戻候、りちきなるものニて候間、給人かた明所少々奉行手ながをも可申付候、ぬし知行之儀も、むさと仕たる体と相見候、左様之儀も可然様ニ可申付候事、

「自筆之はしかき之事、其元代官方在陣ニて、下代召置者共、又ハひきおい仕候ても、とり目もなき様なる代官之儀ハ、とし〳〵にはらいきらせ候て、若ひきおいなと候ハ、、ち行（知行）ニておさへとるへし、さ様之あらためもなく候て、以後何かと申候ハ、、両三人曲事たるへく候、身上ニにあわさる身もちを仕、又ハ子共なとにいらさる物を入候者共在之間、申遣候、いくら之下代に念を入尤ニ候、両人なから其身ニ遣候ち行さへ、むさととりあらし候間、其心へあるへく候、若あしく候ハ、、かへ候ハん間、此返事ニ可申付候、はらいかた右之ふん、又左平太下代之者め、身もちいかゝニ候間、曲事ニ候へ共、さん用ニて、わきまへさせ可申候、代官左平太ニさせ候間敷候間、はらいかた万さん用をきわめ可申候、当年よりかへ可申候、以上、」

右、一書之通、能々令披見、無由断可申付事、肝要候、謹言、

文禄三年

卯月廿九日　　清正（花押）

加藤喜左衛門尉殿

下川又左衛門尉殿

中川重臨斎[41]

前半の部分は破損が激しく意味も充分にとれないので省略したが、引用した冒頭の箇条から、留主居衆への不審に充ち満ちた内容となっている。相変わらず、在地支配に関する詳細な政策や家臣団の状況に配慮した細かな指示が確認されるが、これらも畢竟国許の家老衆を信じ切れないという心理状態の反映であろう。軍需諸物資のほか、黒鉄・油・紙などの注文はこれまでにもあったことであるが、「爰許御扱之体も、今日迄ハ何共不相届候、然上ハ兵粮・玉薬・冬用意、又ハ越年之用意、やかて跡より可申遣候条、兵粮なとハたとへなく、山付ハ皆海はたへ可出置候事、」という箇条はことさらに注目される。まだ四月というのに、講和の進展もみえないので（朝鮮在陣が継続する公算が大きいので）、そろそろ冬支度、越年の支度が必要になるというのである。

周到というには、あまりに早計な準備を企てる前提には、決して失態は許されないという緊張感があったのであろう。これと関連して、この書状には上方における自らの評判を非常に気にしている箇条が気になる。秀吉の家人として取り立てられ肥後半国の大名にまでなった清正であったが、その地位は決して安定的なものではなく、軍事的・政治的失策は決して許されなかった。再三述べるように、政権内部での昇進と改易はいわば「紙一重」の関係であり、遙か朝鮮の清正も秀吉周辺での噂や評判などに大きな関心を払わざるを得なかったのである。和平の糸口を探るため、明将劉綎あるいは朝鮮の将軍権慄の命をうけた義僧惟政（松雲大師）がしばしば西生浦の清正を訪れており[42]、こうした微妙な状況も清正を過敏にしたのであろう。既述した国許留主居衆への細々としたひっきりなしの指示は、ある種の気負いであり、緊張感の現れと考えることもできよう。

また、この書状で目を引くのは、船手の拡充に関する指示である。かなり細かな、扶持の明細までを指示しており、また関連して相良領での帆柱の調達などが確認される。先の見えない状況で、朝鮮での在番を続けざるを得ない清正にとって、船舶の確保や海事技術者の糾合はまさに死活問題であった。こうした方策がどの程度の効果をあ

げたのか、容易には承知されないが、朝鮮在番を継続する西国の諸大名は殆ど同じような状況を余儀なくされたのであり、事態が都合よく改善されたとは考えにくい。

さて、結果的に国許から朝鮮への輸送体制が不備なまま推移したためか、清正は家臣の扶持米については国許での支給を指示している。これまでの書状とは、いささか趣を異にするが、つぎにその「目録」を見ておこう。

於国本扶持方可出人数之事

弐百九人　加藤清兵衛
四拾人　並河金右衛門尉
六拾六人　吉村吉左衛門尉
百五拾弐人　加藤与左衛門尉
七拾弐人　坂井善左衛門尉
五拾三人　長野三郎左衛門尉
弐拾九人　井上大九郎
八拾六人　大木織部
九拾八人　伊地知次郎右衛門尉
六拾九人　庄林隼人
三拾人　山内次兵衛
六拾七人　加藤作右衛門尉
四拾壱人　相田六左衛門尉
五拾五人　近藤四郎右衛門尉

五拾壱人　堤　権介
六拾九人　原田五郎右衛門尉
九拾人　佐々平左衛門尉
七拾六人　森本儀大夫
弐十三人　斎藤立本
五拾人　小代下総
五拾人　天野助左衛門尉
四拾弐人　加藤伝蔵
参拾二人　津田勝右衛門尉
弐拾七人　新美藤蔵
四拾人　飯田角兵衛
七拾弐人　和田勝兵衛
四拾人　松下小右衛門尉
弐十七人　美濃部金大夫
五拾六人　九鬼四郎兵衛
弐拾七人　鵤　平次
百三拾五人　加藤右馬允
四拾八人　松下清蔵
四拾三人　窪田藤兵衛

合弐千六拾五人

右、文禄四年四月朔日より九月晦日まて大小引テ日数百七拾八日分扶持方可相渡者也

文禄四年二月十日　　清正（花押）

すミ付かみかす六まい

何之代官渡し候共、舟はたニて可相渡候也、

とぢめニおしはん　うら・おもてニ四ツ

しゆせん

又左衛門

喜左衛門[43]

西生浦城での在番は文禄四年の十月頃まで継続するようであるが、この間清正は国許の留主居衆にしばしば長文の書状を送って、領国支配や兵站物資の朝鮮への廻漕などについて事細かな指示を与えている。これまで、紹介してきたものは、内容等から年紀の比定が可能となったものである。筆者の非力から、年紀を確定するには至らなかったが、注目すべき内容を含む清正書状についても、いくつかあげておこう。

態申遣候、仍ぬし与十郎、此面為見舞差越候、彼者ゟも別而目をかけ候もの共候へとも、左様ニも無之候処、奇特成心指ニ候、然間八木弐十石・大豆百石とらせ候、則切手を遣候間、念を入、慥ニ可相渡候、

一、去夏其方ゟ差越候てつほうの者、舟中にて人をころし候、誠沙汰の限成仕合候、何も於此地よく〳〵遂糺明、諸親類書付候て遣候間、きと成敗可申付候事、

一、此方ゟ米積ニ遣候舟共、二もとり三戻仕候舟も有之ニ、漸一もとり不仕舟有之事候、是ハ其地にて一時ニ荷物不積ニゟ、如此令遅々之由候間、代官〳〵の手前にて、荷物積ニてまを入、日限をのべ、出舟令延引候

ハ、、其代官ニ年中の舟子共切手・ふちかたをいたさせ可申候間、可有其心得候事、
一、松村かた〆馬道具うりニこし候、則此方にてかい候て、切手を遣候間、可相渡候事、何もかさねて可申遣候、謹言、

八月十六日　　清正（花押）

中川重臨斎
下川又左衛門尉殿
加藤喜左衛門尉殿[44]

この文書では、兵粮を輸送する廻船の稼働状況が問題にされている。朝鮮半島と領国の間を、二往復・三往復する船もあれば、一往復すらままならないものもあるとした上で、効率のよい荷積みを行っていないことが、その原因だとしている。総じて、物資の廻漕は不調であった。そうした物流の不調を補う意味があったのか、ここでは「切手」による決済が数件確認される。わざわざ陣中見舞いにかけつけた「ぬし与十郎」に褒美として米十石・大豆百石分の「切手」が与えられ、水主（舟子）の手当も「切手」で行われている。最後の箇条でも、購入した馬道具の決済は「切手」によっている。これらの事例から、この「切手」が為替であることは容易に判断出来よう。朝鮮で入手した「切手」は、肥後の清正領国等で実際の米銭と交換されたのであろう。西生浦在陣中の清正は、領国で米銭に替えうる「切手」を発行して、必要な諸物資の購入や扶持の下賜をおこなったのである。さらに、この「切手」によって朝鮮の士民から必要諸物資を購っていれば、それはむしろ「軍票」と称すべきものとなるが、現状ではそうした事例の確認はできない[45]。

つぎにみる書状も数箇条にも及ぶが、清正は鉄砲や矢箆、槍の柄となる部材の調達を急がせている。年紀を確定するには至らなかったが、西生浦に入いる頃の調子ににているので、文禄二年のものではかなろうか。

以上

態申遣候、後藤勘兵衛自是上方へ使ニ可遣と相留候へ共、所務時分之事候間、無其儀、先差戻候、

一、当所務之儀、可然候ハんと相聞候、弥無由断先書ニ如申遣候、早稲かた〻納払肝要候事、

一、留守中之儀、勘兵衛口上ニ申付候、普請番等之儀も不可有由断候、此旨いつれも留守居中へ申付、聊油断有間敷事、

一、大木織部下国令達候事可有之候、左様ニ候共其地立毛内検之儀も先書ニ如申付候、差急可申候、織部下候者、各内検之上を又相改候様ニ可申渡候事、

一、今度之ことく雑説ニ聊さわき候て、手前取乱候ハぬやうニ留守堅固ニ可申付候、其上此地之儀なと少も機遣ニ存間敷候、当春〻数度申遣候鉄砲之者召置候事、無由断抱候て可差越候事、

一、其方にて右京めニはらせ候鉄炮玉ハちいさく候て、かなあつにてもてあつかひも不成候、其上だいなともあしく候、誰ニ下知を請候て如此候哉、沙汰之限候、此筒之寸あひ、かなあつさだいかなく以下迄も少も不違やうニ可仕候、筒も長さハ三尺二寸ニ可申付候、炭かね手代丈夫ニ申付、筒数出来候様ニ可申付候、此方之鉄炮はりも春ハ可遣候、鉄炮だいかなく以下、今の世之めいじんニなし候間、其方之鉄炮はりもたしなミ候へと可申付候事、

一、隈府ニてやりの柄とらせ候て五百本・千本ニよらす、いつものことく長柄をこしらへて城ニ可召置候、又先年如申付候、中鑓をもこしらへさせ候て城ニ可召置候事、

一、早介事も、さいくを仕上、上手ニ成候間、春ハ頓而其元へ可遣候、其許之具足屋にも、番具足なとを可申付候事、

一、先書ニ申遣候、舟なと作事も雑説并帰朝なとの沙汰聞候て、不可有由断候、如何やうの儀出来候共、又ハ帰

朝候共、いつれの道ニも、舟なとハ費ニ成事にても無之候間、片時も可差急候事、
一、唐舟之儀よきぬしも候ハ、うり可申候、下直ニハうり申ましく候間、可得其意候、苦以下念を入候て、可召置候事、
一、去比申遣候矢箆ハきらせ候哉、先年きらせ置候矢箆にて数矢無由断可申付候、并先書ニ申遣候矢根之儀、春此方へ越候ことくニいかほともうたせ可申候、去春候哉、此方今本を遣候、矢之根も何程もうたせ可申候、悪候者ゑりいたし、其うちニ返し可申候、いかにも念を入さび候ハぬやうに箱をさゝせ、こぬかニまふし候て、可召置候事
一、数矢・鉄砲・鑓なとを置候所之儀、留守之番迄を申付、前之役儀をも不申付者共ニ別々ニわけ付候て、其さびをもをとさせ損候ハぬやうニ可申付候、猶勘兵衛可申候、謹言

九月九日　　清正（花押）

つき目全印四ツ

加藤喜左衛門殿
中川重臨軒
下川又左衛門殿
中川唯玄斎[46]

さて、最後に紹介する書状も、末尾に「清正令帰国」などという表現があるところから、朝鮮在陣中のものとなる。ここでは、恐らく西生浦城内に設けられたであろう構造物の様子が知られる。肥後で焼かせた瓦を翌月二十日時分に、廻漕するように命じているところから、清正の居所を咸鏡道とすることはできない。とすると、西生浦城ないしはつぎにみる機張城と考えられる。いずれにしろ、ここから城内に秀吉の為の「御唐物蔵」が設けられてい

たことが分かる。朝鮮で奪取した珍品の類を保管する為の施設であろうか、国許で一段と念をいれて瓦を焼くように命じている。瓦は、場所によって「きりのとう」（桐の薹）の紋や巴唐草を入れよとか、鬼瓦は大黒と恵比寿にしろなどと、結構細かな注文である。また、尚々書きには、城内の書院等に敷く畳が大量に必要であると述べている。畳表は、こちら（朝鮮）でつけさせるので、急いで下地（畳床であろうか）を廻漕するように命じている。清正のものにしては短いものではあるが、現状では石垣のみの遺構しかのこっていない朝鮮半島所在の日本型城郭（いわゆる「倭城」）に関する重要な証言とすることができる。

尚以、先度申付候畳の下地之事、無由断可申付候、御書院御風呂屋旁たたミ過分ニ入候事候間、可得其意候、面をハ此地にてつけさせ候ハん間、下地まてにて可差越候、以上

急度申遣候、仍上様御唐物蔵、三間ニ五間のやねをふき候程かわらをやかせ候て、来月廿日時分ニ此地へ参着様ニ高瀬まハり、其元之小舟ニつミ候て、可差越候、かわら一段と念を入、かまなとも別ニ申付やかせ可申候、かわらの口のともへをきりのとう（桐の薹）ニ可仕候、鬼瓦ハ大こくとゑべすとニ可仕候、何も此方にて不足のなきやうニ念を入可差越候、ともへからくさを両のはふ口をもふき候やうニ可越候、瓦ふき之儀、此地へ召寄候事は、かさねて可申遣候、次百姓年貢米納所之様子、態折々ニ可申越候、少も如在仕者有之ニをいてハ、何時によらす清正令帰国可令成敗候条、得其意可申付事、肝要候、謹言、

十月十四日　　清正（花押）

加藤喜左衛門尉殿
下川又左衛門尉殿[47]

さて、日明間の交渉の過程で、日本側の最終的な和平案が策定された。このなかには、

一、沈遊撃と朝鮮王子、車馬を同じくして熊川に到れば則ち、日本より築くところの之軍営十五ヶ城の内、十ヶ

城は即ちこれ破るべきの事、

とあるように、朝鮮半島に日本側が構築した要害（いわゆる「倭城」）の一部撤去も盛り込まれている。結果的に日本側の拠点としては六カ所が残されることになるが、それまで清正が在番を継続した西生浦城も破却対象となったようであり、清正に率いられた加藤勢は機張城（それまでは豊前中津の黒田長政が駐留していた）へ移ることとなる。一連の状況は十月六日付で小西行長の家臣滝七右衛門尉重時が島津義弘に発した書状のなかに確認されるので紹介しておこう。

加藤主計頭殿くちやんニ御移候、甲斐守殿ハ御帰朝ニ候、如水ハいまた竹嶋へ御逗留ニ候、毛利豊前守殿ハ安骨浦へ御移候、せひくらん・せつかいあき申候、釜山浦・とくねき共ニ高麗中ニ城六ヶ所相残申候[48]、

ここで拠点としての残存が確認されるのは、「くちやん（機張）」「竹嶋（金海）」「安骨浦」「釜山浦・とくねき（東萊）」であるが、これに島津勢が護るの「かとく（加徳）」をいれて、「城六ヶ所」が残置されることになる[49]。

五、清正の一時帰還をめぐって…本稿のむすびにかえて

当初、本稿は「大陸侵攻（文禄・慶長の役）における加藤清正の動向」と題して慶長の再征までを扱う予定であったが、全体としてかなり長いものとなってしまった。そこで、ここでの対象時期を清正の朝鮮在番までとして、ひとまず稿を閉じたいと思う。講和・休戦期の終盤から慶長の役については、別稿を用意したい。

さて、改めてことわるまでもないが、本稿が冗長となったのは史料引用のやり方に因る。典拠史料を抄録するなり意訳するなりして、煩をさける工夫を考えないでもなかったのであるが、結局当該期における加藤清正の「実態」「実像」に迫るには、こうした方法によるのが一番ではないかとの判断に至った。もとより、これで清正の関係文書

を網羅した訳ではない。全ての関係文書をあげるのは度を超してしまうので差し控えたが、清正の「実態」、「実像」にはある程度迫まれた様に思う。つまるところ筆者の乏しい叙述力の問題ではあるのだが、清正文書の「垂れ流し」的紹介にも意のあるところを斟酌いただければ幸甚である。

秀吉の信頼に応えるべく奮戦する清正であったが、忠誠心だけでは自らの身上は保証されない。本文でも屢述したが、昇進と失脚は表裏の関係である。朝鮮王子の捕縛という功を殊更に誇る態度も、留守を護る家老中に事細かな注文をする姿勢も、ともに当該期清正の「実像」であろう。とりわけ、軍需物資はともかく紙や蝋燭など日常の生活物資に至るまで細かに指示を下す清正には驚かされる。朝鮮に居る清正は眼前の敵とのみ対峙していたわけではない。一個の大名として領国の安定を計ることが、同時に課された責務である。一点の瑕疵もない完璧な部将であり、同時に領国支配を委ねられた大名であることが秀吉の下で身上を保証する唯一の途と清正は考えたのであるが、家老中はそうした緊張感を容易には共有しなかった。すくなくとも、遠く離れた朝鮮にいる清正には、そう映った様である。この結果が詳細かつ長々しい書状の頻々たる発送となる。さらに、そこでの清正の常套句のひとつが「沙汰之限」であった。

最後に、充分な裏付けもなく語られる清正の日本への帰還（このあと、慶長の再渡海があるので、結果的には「一時帰還」となる）について、その経緯を簡単に述べることで本稿のむすびにかえたい。

さて、既述のように西生浦から機張へ在番拠点を移した加藤勢であったが、それから半年ほどして帰国命令がだされる。たとえば、文禄五年（推定）の五月十一日付相良頼房（宮内大輔）充ての島津忠豊書状には次のようにみえる。(50)

猶々、頓而御帰朝、御満足察存候、已上

良久不申承、内々御床敷存計候、仍主計頭（加藤清正）殿近日御帰朝之由風聞候、於必定者貴所も可被成御帰国と存事候、

各々御出船相延様ニ候者、罷出候て可申承候、恐々謹言、

従来、この日本への一時帰還については小西行長や石田三成らの讒訴を受けて、叱責を加えるために秀吉が呼び戻したものと信じられてきた。こうした説は『清正記』や『清正高麗陣覚書』などにみえるものではあるが、管見の限り一次史料から確認されるものでもない。実際、右に紹介した清正「近日御帰朝」に言及する相良頼房充ての島津忠豊書状からも、そうした緊張感は伝わってこない。

清正の帰国について、むしろ明使節の来日とそれを迎える儀式・饗宴への参列という事情を勘案すべきではなかろうか。すなわち、この年に推定される五月二日付の島津忠恒充て島津義弘書状には、「大明勅使来朝ニ付而、高麗在番衆主々儀者、可致帰朝之旨被成　御諚、貴所事も其表よりすくに可有上洛之由、被仰出候間、為迎国分左京亮差渡候、定可致参陣候」とある。[51] この文書をうけた島津忠恒自身は結果的に日本への帰還を果たさなかったが、冒頭にみえるように明から勅使を迎えるにあたって、朝鮮に駐留していた諸将にも帰国命令が出されたことは確実であり、清正の一時帰還もこうした方針に添ったものと考えたい。したがって、小西や石田らの讒訴云々という話も後世に作られた虚構である可能性も高い。

当初の計画において、秀吉は明の使節を伏見城で迎える予定であった。ところが、閏七月十三日丑の刻（午前二時頃）、大地震が上方を襲う。京都醍醐寺の座主義演の日記には、それからしばらく八月の上旬まで余震が続いたことを伝えている。[52] この大地震を国許につたえる清正の第一報は地震から二日たった十五日付で発せられ、そこには以下のようにみえる。

追而申遣候、ごま納候へと、最前今京へ申遣候、猶以其段可申付候、おさめ候ごまおそく候ハヽ、□中へのほすへく候、以上、

きと申遣候、上方大地震ゆり候て、伏見之御城中悉ゆりくつし候、乍去　大閤様・御拾様・政所様、いつれ

も御上之衆無何事候、次われ〳〵下々迄、無何事候、并京・大坂の家も堅固候、伏見ニハいまた造作無之候あひた、当分者先々仕合候、

一、小麦、唐船ニ積候ほと候、又原田喜右衛門尉ニかし候ほと候残置、其余者原田者と令談合、うり可申候、然者左様之物、其外夏成之物を以、なんはんふねの鉛かい申候、いつもかいつけたる者を遣候て、かい可申候、其外なんはん船ニて、かい可申物注文遣候、

一、唐船来春ろそんへ可遣候、然者後藤勘兵へ・町ノ猪右衛門尉可遣候間、其段可申付候、

一、当毛如去年、検見をさせ可申候、此方よりも検見の人数書立遣候、近日金太夫を可差遣、此方の算用今少不究候あいた、其隙明次第、五三日中ニ可遣候、

一、蔵入立毛検見之儀、奉行人之事、以書付申遣候、然者在々所々、悪所者あしく、能き所者よく、それ〳〵に応じ、百性迷惑不仕様ニ、ありやうニ検見仕候へと可申付候、又代官も立毛之善悪、奉行のものニありやうニ申へく候、よき所をあしきと申なし候ハ、、可令成敗候、又あしき所ハ、其理具ニ申聞、百性迷惑不仕様ニ仕候へと、可申付候、頓而金太夫可遣候、其方相続再見可仕候へと申付候間、可得其意候、もし奉行之者えかたひいき仕、立毛の善悪をも、わきまへす於令検見者、可令成敗候間、其段能々可申付候、

一、在々所々へ種ニかし候分、いつれもかし米、早米をもつて可請取候、然者かし米未進かたなとに取納候分、当納とましり候ハぬやうに、別の蔵ニ可入置候事、

いつれも一書之趣、無由断可申付候、謹言、

閏七月十五日　　清正（花押）

新美藤蔵殿(53)

冒頭に秀吉以下と自らの消息を伝え、大過なかったことを報じている。ところで、大地震の直後に清正が秀吉の

もとに駆けつけ、その捨て身の態度に感服した秀吉が怒りを解いたというのも、有名な話となっている。しかるに、ここにはそうした件も一切見えない。それどころか、小麦の売買や唐船のルソン派遣、検見の実施など在地支配の詳細を命じており、逼塞を命じられていたような様子は微塵も伝わってこない。

また、地震発生時の清正の居所についても、「伏見ニハいまた造作無之候あひた」とあって、伏見には未だ清正の屋敷も出来てはいないと述べている。さらに、袖書きで京から胡麻を取り寄せようとしており、このとき清正は京都にもいなかった模様である。したがって、消去法のようにはなるが、清正の居所は大坂であった可能性が高くなる。第一報を発するのが当日ではなかったのも首肯されよう。

こうしてみてくると、上述した「地震加藤」の逸話も史実ではなさそうである。清正の日本への帰還が小西や石田らの讒訴に因るという説と併せて再考を要するのでは無かろうか。

註

(1) 森山恒雄「加藤清正伝記『続撰清正記』の成立とその追加集の紹介（一）」（『熊本大学教育学部紀要』第四二号・人文科学、一九九三年）。

(2) 拙稿「領主的輸送体系の形成過程――豊臣期の領主財政と朝鮮侵略戦争の遂行――」（『日本史研究』三五二号、一九九一年）、のちに拙著『豊臣政権の対外侵略と太閤検地』（校倉書房、一九九六年）に収録。その後、大陸侵攻に関する基礎作業・通史をまとめる機会を得ることができた。小論はそうした作業の延長上にも位置づけられる（拙著『秀吉の軍令と大陸侵攻』・吉川弘文館・二〇〇六年、戦争の日本史一六『文禄・慶長の役』・吉川弘文館・二〇〇八年）。

(3) 北島万次『加藤清正　朝鮮侵略の実像』（吉川弘文館・歴史文化ライブラリー二三〇、二〇〇七年）。

(4) 東京大学史料編纂所所蔵影写本「渋沢栄一文書」。

(5) 天正十六年閏五月十五日付で発せられた秀吉朱印の「肥後国領知方目録事」（尊経閣文庫）によれば、清正の領知高は

十九万四千九百拾六石とある。

（6）大日本古文書『相良家文書』六九九号。

（7）東京大学史料編纂所所蔵影写本「高林兵衛文書」。花押を含め受給関係が判然としないので慎重な解釈が求められるが、この文書にみえる「なこや」は「名古屋」ではなく、「名護屋」と考えられるので、大陸侵攻期の文書と考えられる。十二月中旬に上洛とあることから、『新熊本市史　史料編　第三巻　近世Ⅰ』などは「文禄四年カ」とする。しかしながら、清正が文禄の役後に日本へ帰還するのは文禄五（慶長元）年五月以降のことであり、九月の日明講和交渉破綻後に領国へ降る。その後、十一月上旬に熊本を発し、名護屋を経て、朝鮮半島に渡海する。朝鮮半島への上陸は、慶長二年一月の中旬とみられる。したがって、文書の年紀は文禄五年である可能性ものこるが、この間の状況は「帰国候共、二三日ならてハ、とうりうあるましく候間、」という件と整合しない。本論で試みたように、開戦に先立つ天正十九年のものとするのが妥当であろう。なお、「あまくさ丸」以下の記事で「丸」を「瓦」と翻字される場合が多い様であるが、「瓦」では「のこる瓦共ニハはしらなとこしらへおき…」の解釈がむずかしくなる。やはり、曲輪・郭を意味する「丸」と判断すべきであろう。とすると当該期の熊本城築造に関する極めて重要な史料と考えなければならない。併せて後考を俟ちたい。

（8）柳川・立花文書六八四－五号。『柳川市史　史料編Ⅴ　近世文書（前編）』所収「立花家文書」四七六号。

（9）内閣文庫所蔵『楓軒文書纂』「韓陣文書」。

（10）内閣文庫所蔵『楓軒文書纂』「韓陣文書」。

（11）内閣文庫所蔵『楓軒文書纂』「韓陣文書」。

（12）もとより、臨津江は黄海道ではなく京畿道内を主な流域とする河川である。

（13）内閣文庫所蔵『楓軒文書纂』「韓陣文書」。

（14）東京大学史料編纂所所蔵影写本「九鬼文書」。『熊本県史料　中世編第五巻』所収・「九鬼文書」八号文書。

（15）東京大学史料編纂所所蔵影写本「九鬼文書」。『熊本県史料　中世編第五巻』所収・「九鬼文書」五号文書。

（16）大日本古文書『浅野家文書』八八号。

（17）東京大学史料編纂所所蔵影写本「九鬼文書」。『熊本県史料　中世編第五巻』所収・「九鬼文書」六号文書。

(18) 内閣文庫所蔵『楓軒文書纂』「韓陣文書」。発給者・充所は省略されている。
(19) 兵庫県氷上郡・氷上町教育委員会所蔵の加藤清正文書。
(20) 「尊経閣所蔵文庫」（『熊本県史料　中世編第五巻』所収・「加藤清正文書集」一五号）。
(21) この詳細は、たとえば肥前龍造寺（鍋島）家中の田尻鑑種が遺した日記（いわゆる『高麗日記』）などによって明らかになる。翻刻されたものは北島万次『朝鮮日々記・高麗日記』（そしえて・一九八二年）に所収されている。
(22) この年に比定される九月二十一日付の書状で（東京大学史料編纂所所蔵影写本「西村清氏所蔵文書」）、清正は「爰元之事、いかやうニふうせつ候共、我々請取之於国ニ者、きつかい候ましく候、ひごよりしつかに候、其元ニハいつきのとりさた候へ共、此方ニハさ様之事も無之候、いつれも爰元一きをおこされ、ミたれかわしきハ、はつとあしく候て、其上とう人ニておぢ候ゆへニて候間、我々もの共ハわらい候…」と、咸鏡道の静謐を誇っている。
(23) 東京大学史料編纂所所蔵影写本「九鬼文書」。『熊本県史料　中世編第五巻』所収、「九鬼文書」一一号文書。
(24) 東京大学史料編纂所所蔵影写本「大脇文書」。なお、充所のひとり貴田孫兵衛は中野嘉太郎著『加藤清正伝』などによると、「おらんかい」において討ち死にしたように記述されているが、ここに登場していることから、この段階にあってはいまだ健在であったと考えざるをえない。
(25) 『加藤家伝』は中野嘉太郎著『加藤清正伝』所収、『直茂公譜考補』は『佐賀県近世史料』第一編第一巻を参照のこと。
(26) 文禄二年（推定）卯月十七日付、加藤主計充豊臣秀吉朱印状・南葵文庫所蔵（『熊本県史料　中世編第五巻』所収・「加藤文書」二二号文書）。
(27) 内閣文庫所蔵『楓軒文書纂』「韓陣文書」。例によって発給者は省略されているが、内容から加藤清正の書状に間違いない。
(28) 内閣文庫所蔵『楓軒文書纂』「韓陣文書」。ここでも発給者は省略されているが、内容から加藤清正に相違無い。
(29) 尊経閣文庫所蔵（『熊本県史料　中世編第五巻』・所収「加藤清正家蔵文書」二号文書）。
(30) 東京大学史料編纂所所蔵影写本「原　富太郎文書」。
(31) 大日本古文書『伊達家文書』六四二号。
(32) 「長崎氏所蔵文書」。『熊本県史料　中世編第五巻』所収・「長崎文書」一号文書。同内容の「林左兵」充ての写しが、

（33）「松沢氏旧蔵文書」（『熊本県史料　中世編第五巻』所収・「加藤清正文書集」二二号文書）にのこる。文禄二年（推定）卯月十七日付、加藤主計充豊臣秀吉朱印状・南葵文庫所蔵（『熊本県史料　中世編第五巻』所収・「加藤文書」二二号文書）。

（34）「白金覚林寺文書」（『新編武州古文書　上』・角川書店再刊所収）。適宜、東京大学史料編纂所所蔵影写本「稲田海素文書」で補訂を行っている。

（35）『熊本県史料　中世編第五巻』所収・「下川文書」二三号。

（36）清正の嫡子「虎熊」については、水野勝之・福田正秀『加藤清正「妻子」の研究』（ブイツーソリューション、二〇〇七年）に詳しい。詳細は同書を参照されたい。

（37）この後、清正は閏九月二十二日付で、加藤喜左衛門尉・下川又左衛門に充てて書状を発する（東京大学史料編纂所所蔵影写本「稲田海素文書」）。ここでは、鉄砲・刀剣など武具に関する指示もおこなっているが、国許の支配に関わる命令が主たるものとなっている。たとえば、「領内蔵入并ニ給人、あれ知行分、能々相改、郡・在所物成以下書付、帳を作り、封をつけ、念を入、孫右衛門尉ニ可差越候事」「其元、舟付并ニ領内米うりかいニ一段とねんを入、あらためニして可申付候」といったものとなっている。もとより、安定した領国支配と年貢の好条件での売却による経済基盤の強化こそが清正の朝鮮在番を支える基礎であった。

（38）『熊本県史料　中世編第五巻』所収・「下川文書」二九号。

（39）『熊本県史料　中世編第五巻』所収・「下川文書」二六号。

（40）東京大学史料編纂所所蔵影写本「片山文書」。現在、原本は早稲田大学図書館の所蔵である。本文書の詳細については藤原秀之「加藤清正朝鮮陣書状について」（『早稲田大学図書館紀要』第四五号、一九九八年）を参照。なお、同論文には「朝鮮在陣時の清正の後方支援関連史料」「朝鮮在陣時を中心とした清正の鉄砲・補給に関する史料」として、当該期の清正発給文書が一覧表にまとまられている。

（41）「武井友貞氏所蔵文書」。『熊本県史料　史料編第五巻』所収・「加藤清正文書集」二三号文書。

（42）清正と惟政（松雲大師）とのやりとりについては、北島万次氏の前掲書を参照されたい。

（43）東京大学史料編纂所所蔵影写本「渡辺翠峰文書」。

(44) 『熊本県史料　中世編第五巻』所収・「下川文書」二八号。

(45) 清正が機張（豆毛浦）に移動したのちの観察記録であるが、『宣祖実録』宣祖二十八年十二月辛丑の条には「接伴使司贍寺正黄慎馳曰、本月初十日、臣使本道巡察使所差来梁山品崔沂、扮作売買人、往探豆毛・西生・林浪等浦倭営形止、当日回還言内、到機張豆毛浦、則陣中倭人等方興築城之役、曳木・輦石之倭鎮咽道路、古縣城石、過半抜出、且取近処巖石、輸運不絶、入門周観、則旧鎮房屋稀疎処、比比加造、西生浦田畓所獲稲粟、則刈取船運、積置鎮内者三十六所、穀草積置南辺者五十余所、軍兵之多亜於釜山、而市肆則不及其半、海口倭船留泊者甚多、我国板屋二大船亦在其中、問諸居民、則留倭之数幾至八千、前日帰日本者亦多、粮器・雑物曾已分運、輸送日本云、我国附賊人在陣傍者幾至二百余戸矣、十三日到西生浦、則陣内城柵・望楼、尽已破毀、房屋亦已撤去、只有大倭家三・小倭屋六、環設木柵、留倭僅五・六十余、問諸倭人、則因畋猟去者三十余名云、同日回到林浪浦、則破毀之状、一如西生浦、只有倭家十三処、而三処則有倭、其余則皆空虚不閉」とみえる。すなわち、西生浦には釜山に次ぐ数の軍兵が駐留していた。市肆の数については、釜山の半分以下とはいっているが、港には多数の日本船に混じって、朝鮮の大船も確認されており、それなりの商業活動が展開していたと見なされる。「倭城」をめぐる詳細については、村井章介「朝鮮史料からみた「倭城」」（『東洋史研究』第六六巻第二号、二〇〇七年）を参照されたい。

(46) 東京大学史料編纂所所蔵影写本「渡辺翠峰文書」。

(47) 東京大学史料編纂所所蔵影写本「室文書」。

(48) 『鹿児島県史料　旧記雑録後編』二－一六一一号。

(49) 同様の状況について、朝鮮側の史料（『宣祖実録』宣祖二十八年九月丁酉）は「清正則自西生浦、移駐豆毛浦、方修繕城池云、陣中諸倭土木之役不絶、呼邪之声虚虚雷動、大概十六営中、居半渡海、時存者豆毛浦・東萊・釜山・竹島・加徳・安骨浦六陣云矣」と伝えている。ここでいう「豆毛浦」が「機張」を指す。

(50) 大日本古文書『相良家文書』七六四号。

(51) 『鹿児島県史料　旧記雑録後編』三－五八号。

(52) 『義演准后日記』文禄五年閏七月から八月にかけての条。

(53) 「長崎氏所蔵文書」。『熊本県史料　中世編第五巻』所収・「長崎文書」二号文書。

付記　本論文は平成二四年度科学研究費補助金・基盤研究（C）（課題番号二三五二〇八一九）の成果である。